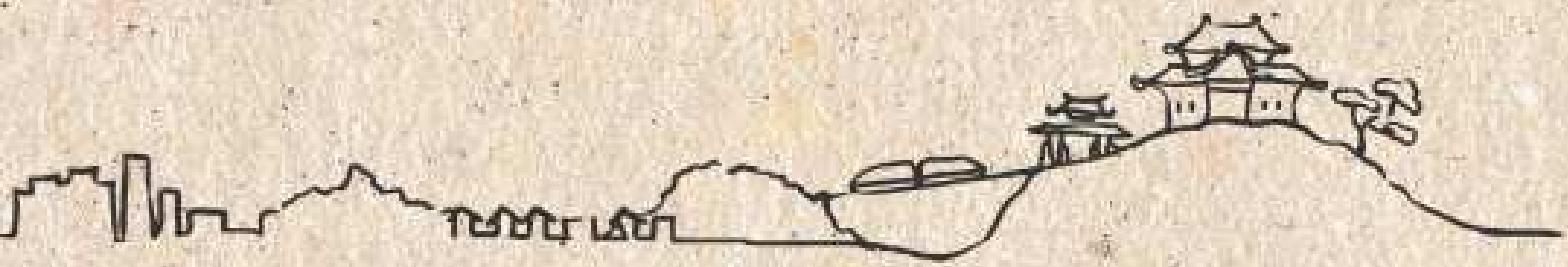


那覇市公共サイン計画

平成 26 年 3 月

那覇市都市計画部 都市デザイン室



目 次

1. 那覇市公共サイン計画について

(1) 那覇市公共サイン計画の目的	1
(2) 上位計画、景観計画との位置づけ	2
(3) 公共サイン計画の業務フロー	3
(4) 対象となる公共サイン	4

2. 公共サインの現況及び課題抽出

(1) 種類別の現況	6
(2) 現況を受けての課題	8

3. 基本的な考え方

(1) 公共サインの基本方針	11
----------------	----

4. 公共サインシステム

(1) 線的システムの考え方	12
(2) 面的システムの考え方	15

5. デザイン基準

(1) 共通基準	17
(2) 案内サイン基準	23
(3) 誘導サイン基準	34

6. 案内サイン・誘導サイン別参考設計図（案）

(1) 案内サイン参考設計図（案）	36
(2) 誘導サイン参考設計図（案）	41

7. 配置計画

(1) 配置計画（案）	4 5
-------------	-----

8. 維持管理

(1) サインの本体基本構造	5 3
(2) 点検及び更新	5 3

1. 那覇市公共サイン計画について

(1) 那覇市公共サイン計画の目的

那覇市は県内の他市町村に先駆け、昭和 60 年に「那覇市都市景観条例」を制定し、市民と協働による美しいまちづくりを 30 余年近く推進してきました。

平成 25 年 4 月の中核市移行に伴い、沖縄県より屋外広告物法に基づく許認可に関する権限が委譲されたことから、市内全域の新たなルールとして那覇市屋外広告物条例を施行するとともに、円滑な運用を推進するために「那覇市屋外広告物ガイドライン」を作成しました。

当該ガイドラインでは、本市における屋外広告物の基本理念を「おもてなしの心でつくる想いやりのあるサイン」とし、那覇の風景と調和し、ひとへの想いやりをもった伝わりやすいサインを市民と共に創出することを目指しています。

しかし、現在設置されている公共サインは、管理がなされていない、統一されていない、ユニバーサルデザインに配慮されていないなど、おもてなしの心でつくる想いやりのあるサインになっていない現状が一部みられます。

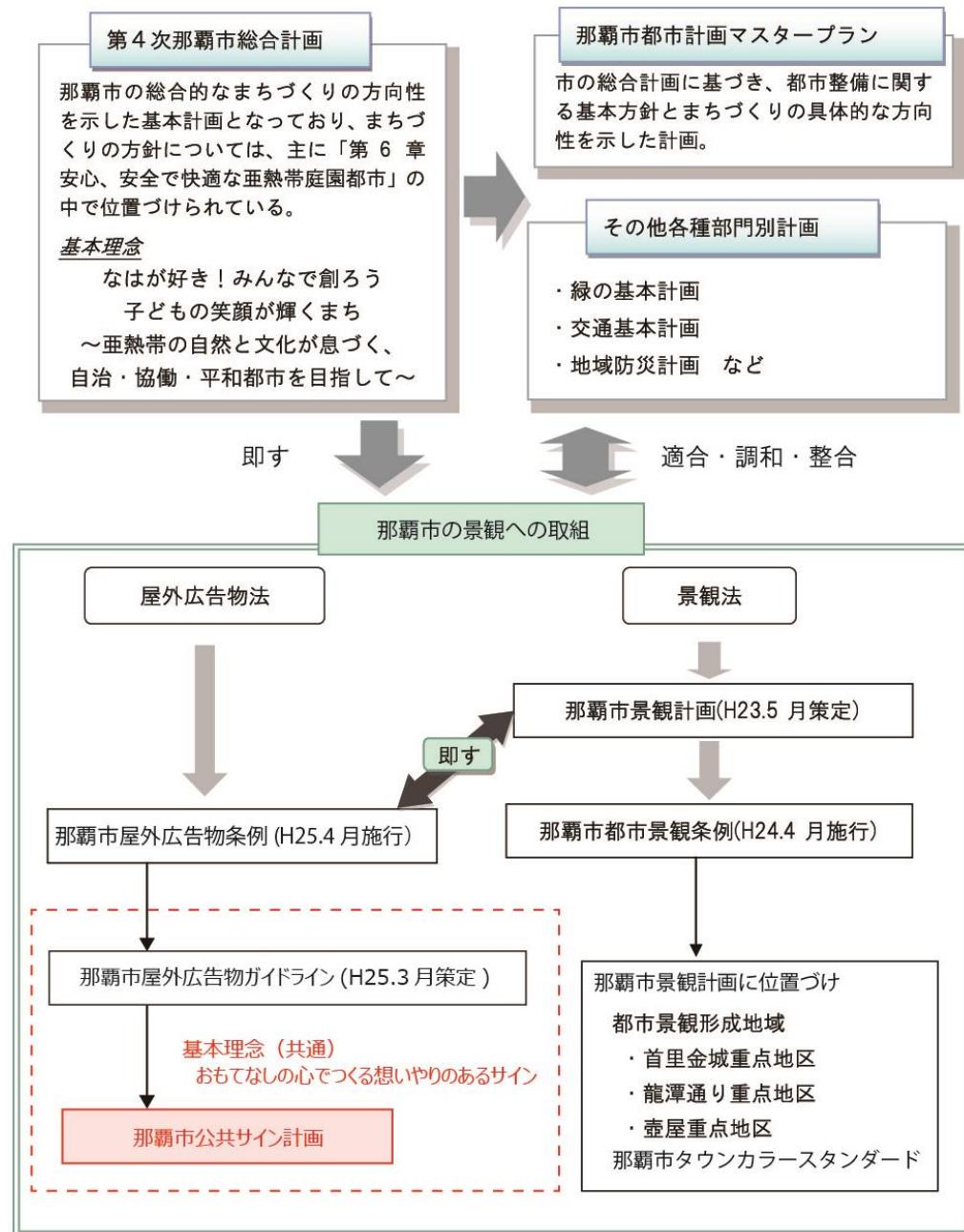
そのため、景観計画や屋外広告物条例等と整合を図りながら、利用者に伝わりやすく、那覇らしい公共サインのあり方等を示し、整備を推進するため公共サイン計画を定めるものです。

那覇市公共サイン計画(以下「公共サイン計画」という。)は、原則、歩行者系の公共サインを設置する際の基本的な考え方を示すものであり、「誘導」「案内」の視点から整理し、那覇らしさ、良質な景観形成の先導的な役割も合わせもったものとします。

本公共サイン計画策定後は、市全域における歩行者系公共サインの統一化を図るため、関係行政機関等と連携を図り、本公共サイン計画を推進するものです。

また、民間施設等の屋外に設置される公共的な案内サイン等についても、本公共サイン計画の基本的な考え方や基準等を参考にしていただき、良好なサインを共に創りあげたいと考えています。

(2) 上位計画、景観計画との位置づけ



【中核市移行後の屋外広告物の関連施策について

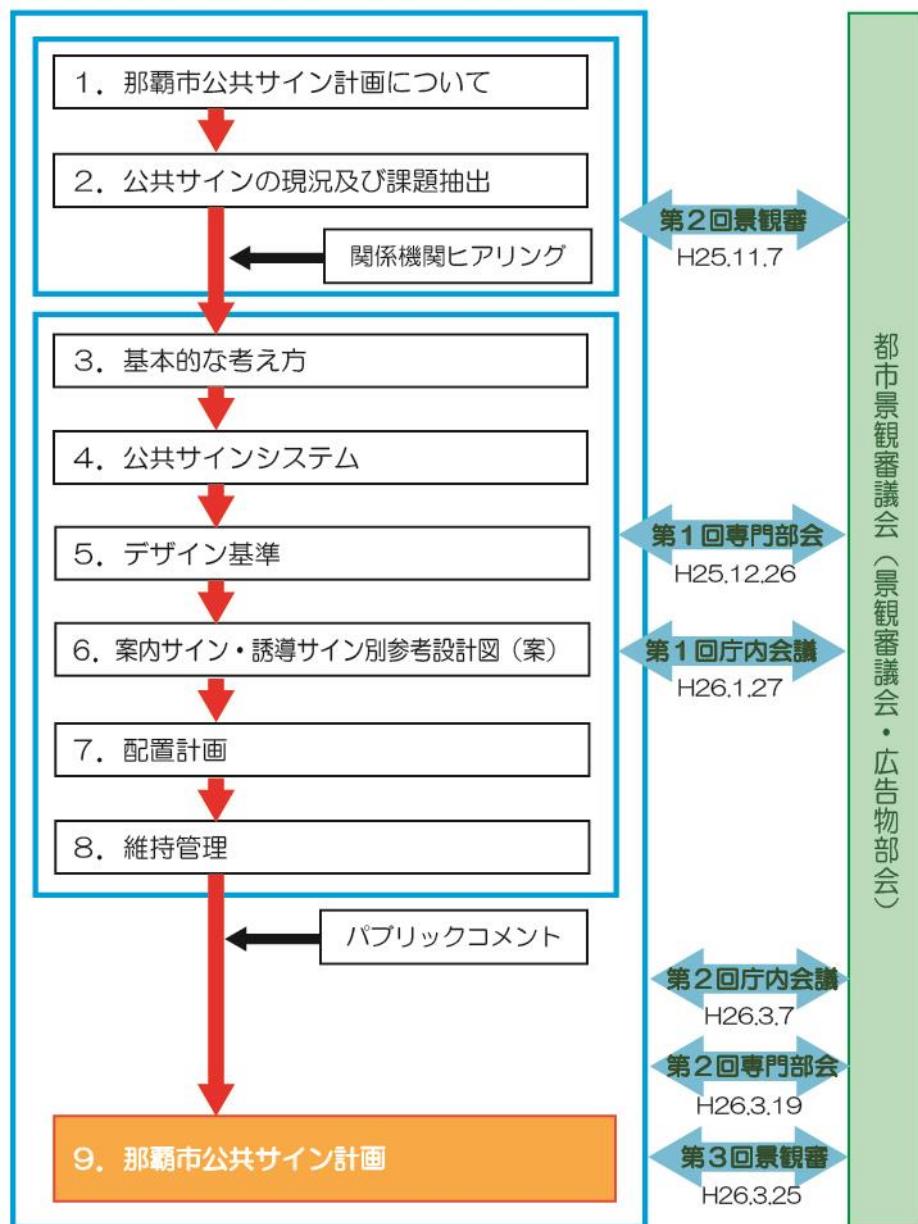
(屋外広告物ガイドライン P68)

中核市移行後の屋外広告物の関連施策として、「那覇市屋外広告物ガイドライン」の基本理念を踏まえて、本市が目指す都市像である「亜熱帯庭園都市」「風格ある都市」「観光交流都市」の実現に向けて、本市の公共サインについて、デザインの基本的な考え方や基本方針を定めた「那覇市公共サイン計画」を策定し、関係行政機関と連携しながら推進していきたいと考えています。

(3) 公共サイン計画の業務フロー

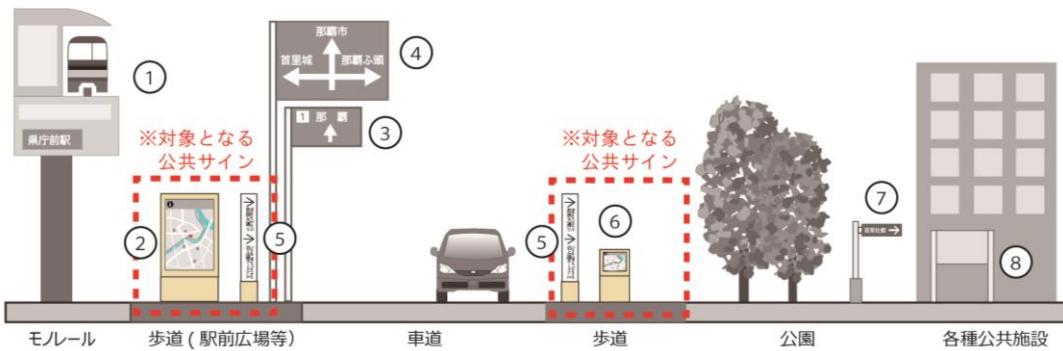
本計画の業務フローを下記に示します。

【業務フロー】



(4) 対象となる公共サイン

本計画で対象とする公共サインは、歩道上に設置、管理されている案内・誘導サインとします。



【対象となる公共サイン】

	サインの種類			計画対象	現況調査(H25.7)
①	鉄道事業者等が施設内に設置・管理するサイン	交通旅客施設	歩行者系サイン	計画対象外	対象外
②	道路管理者、観光部署等が駅前広場等に設置・管理する案内サイン	道路施設	歩行者系サイン	計画対象	対象
③	道路管理者が歩道に設置・管理する誘導サイン	道路施設	車両系サイン	計画対象外	対象
④	道路管理者が歩道に設置・管理する誘導サイン	道路施設	車両系サイン	計画対象外	対象
⑤	道路管理者、観光部署等が歩道に設置・管理する誘導サイン	道路施設	歩行者系サイン	計画対象	対象
⑥	道路管理者、観光部署等が歩道に設置・管理する案内サイン	道路施設	歩行者系サイン	計画対象	対象
⑦	公園管理者が施設内に設置・管理する案内サイン	公園施設	歩行者系サイン	計画対象外	対象外
⑧	施設管理者が施設内に設置・管理するサイン	公共施設	歩行者系サイン	計画対象外	対象外

■ 対象となる公共サイン

■公共サインに関する指針等

下記のとおり、公共サイン種別毎に指針等が存在し、また多様な基準等がある中で現況の公共サインの活用等も含め、那覇市として、統一性のある方向性を検討し示すことが重要です。

公共サイン種別毎の指針等

①

- ・ 沖縄都市モノレール駅周辺サイン基本計画（沖縄県）
- ・ 沖縄都市モノレールビジュアルデザイン計画（モノ(株)）H12.3 等

②⑤⑥（本計画対象公共サイン）

- ・ 観光活性化標識ガイドライン（国土交通省）H17.6
- ・ 地図を用いた道路案内標識ガイドブック（国土交通省）H15.11
- ・ 多国語表記を含む観光案内サインの設置基準及び基本デザイン（案）（沖縄県）H23.3
- ・ 多言語観光案内サイン実施設計業務（沖縄県）H21.10
- ・ 沖縄都市モノレール駅周辺サイン実施計画（沖縄県）H14.3（H25.3 更新）
- ・ 那覇港サイン計画（那覇港及び周辺地域）（那覇港管理組合）H24.3
- ・ 首里地区回遊促進案内板等設置検討（実施計画案）（首里地区）（那覇市）H25.3
- ・ 那覇市多国語観光案内サイン設計・設置等業務（那覇市）H23 等

サイン種別毎に様々な設置基準等があり、こうした実態を踏まえて、那覇市として統一すべきものを再整理し、公共サイン計画を策定します。

③④

- ・ 道路標識、区画線及び道路標識に関する命令（国土交通省）S35.12（H24.2 改正）
- ・ 道路標識設置基準（現国土交通省）S61.11
- ・ 案内標識の表示地名に関する基準（案）（国土交通省）H17.8
- ・ 道路案内標識表示等基準（案）（沖縄総合事務局）H21.3
- ・ 著名地点道路案内マニュアル（案）（沖縄総合事務局）H21.3
- ・ 多国語表記を含む観光案内サインの設置基準及び基本デザイン（案）（沖縄県）H23.3 等

⑦⑧

- ・ 那覇港サイン計画（那覇港及び周辺地域）（那覇港管理組合）H24.3
- ・ 首里地区回遊促進案内板等設置検討（実施計画案）（首里地区）（那覇市）H25.3
- ・ 那覇市サインデザインマニュアル（那覇市）H3.3
- ・ 多国語表記を含む観光案内サインの設置基準及び基本デザイン（案）（沖縄県）H23.3 等

2. 公共サインの現況及び課題抽出

(1) 種類別の現況

「那覇市屋外広告物現況調査（平成 25 年 7 月）」の調査結果を受けて、公共サインの現況及び課題は次のとおりです。

① 道路案内サイン

那覇市内に整備されている公共サインは 720 件設置されており、その内、道路案内サインは、279 件（38.8%）設置されています。

主要道路となっている国道や県道での設置が多くみられます。



② 案内サイン

那覇市内に整備されている公共サインは 720 件設置されており、その内、案内サインは、100 件（13.9%）設置されています。

観光拠点や新たな開発地域（那覇新都心）での設置が多くみられます。



③ 誘導サイン

那覇市内に整備されている公共サインは 720 件設置されており、その内、誘導サインは、306 件 (42.5%) 設置されています。

主に観光拠点周辺での設置が多くみられますが、市内全体的に点在しています。



④ 解説サイン

那覇市内に整備されている公共サインは 720 件設置されており、その内、解説サインは、13 件 (1.8%) 設置されています。

首里城周辺での設置が多くみられます。



⑤ 名称サイン

那覇市内に整備されている公共サインは 720 件設置されており、その内、名称サインは、11 件 (1.5%) 設置されています。

観光拠点や主要道路等での設置がみられます。



⑥ 注意サイン

那覇市内に整備されている公共サインは 720 件設置されており、その内、注意サインは、11 件 (1.5%) 設置されています。

国際通りと沖映通りでの設置がみられます。



(2) 現況を受けての課題

課題①：那覇市内にある公共サインのデザインや形状等に関して、各行政機関（国、県、市、那覇港管理組合等）を主導する統一した指針が無いことから、連続性の無いものとなっています。



課題②：近年、大型旅客船ターミナル整備等により海外の観光客が急増している中、多言語表記が統一されていないケースがみられます。



課題③：東日本大震災後、津波対策として海拔や避難経路についてのサイン表記が数多く見られる中、防災サインと公共サインとの連携について検証が必要です。



課題④：都市景観重点地区等の歴史的趣のある地域については、地域の特色を反映し、雰囲気を醸し出す公共サインのあり方を検討する必要があります。

一方、高齢者や弱視者にとって、設置場所によっては視認性が低くなってしまうケースも見られます。



課題⑤：歩行者系の誘導サインに離れた著名地点の表示がされており、連続性も無いことから、十分に機能していない状況がみられます。



安里に設置された首里城への誘導サイン(歩行者系)

課題⑥：同じ著名地点で違うピクトグラムや、絵を使用するなど、統一されていないケースがみられます。



課題⑦：案内サインの前に障害物を設置しているなど利用者に不便をきたしているケースがみられます。



路上駐車やプランター、植栽などの設置により、案内サインが利用しづらくなっています。

課題⑧：公共サインの老朽化や表示変更の修正、著名地点の移転により表示を修正テープで隠すなど、管理が不十分なケースがみられます。



3. 基本的な考え方

(1) 公共サインの基本方針

1) 基本方針

①誰もが安全・安心して移動できる結の公共サイン

ユニバーサルデザインへの配慮や防災サインとの連携、目的地への円滑な誘導等、連続性のある効果的なサインの配置を心がけた、誰もが安全に安心して移動できる結の公共サインとします。

②おもてなし・想いやりの心が伝わる公共サイン

観光交流都市として、国内外から多くの観光客が訪れるため、誰もが正しく理解できるよう、シンプルで統一性のあるデザインを基調とし、管理が行き届いた、おもてなし・想いやりの心が伝わる公共サインとします。

③那覇の景観と調和した公共サイン

公共サインは、都市のイメージを構成する景観要素の一つであることから、那覇市景観計画との整合を図り、沖縄らしい素材の活用など、地域の特性を考慮した公共サインとします。

4. 公共サインシステム

(1) 線的システムの考え方

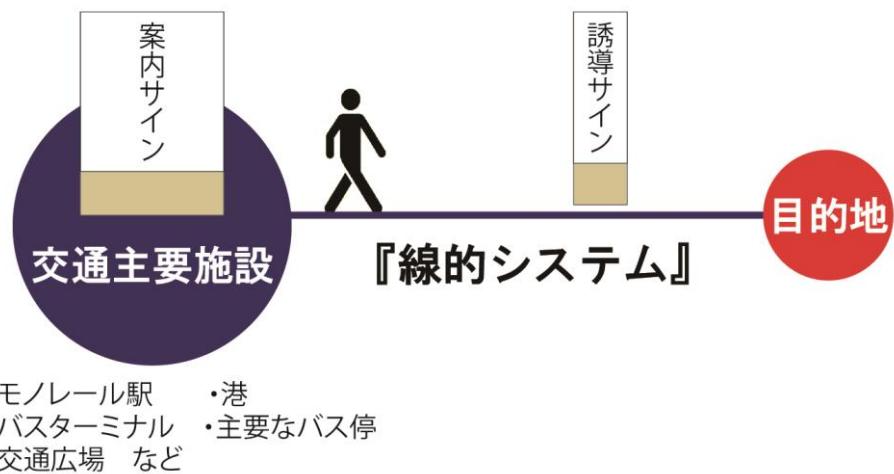
1) 公共サインシステムの整備

歩行者系の公共サインは、一定の地域内で現在位置を正確に把握し、目的地までの距離や方角、経路を認識させることが、第一の目的としています。

また、公共サインが必要な著名拠点については、比較的歩行者が多く、様々な情報の散在が想定されるため、景観に配慮しながらもこうした情報に埋没することなく、地理案内や情報提供を行う必要があり、市民や来訪者の行動の活性化、円滑化を図るとともに、地域魅力の創出にも資する公共サインシステムを整備します。

2) 線的システムの考え方

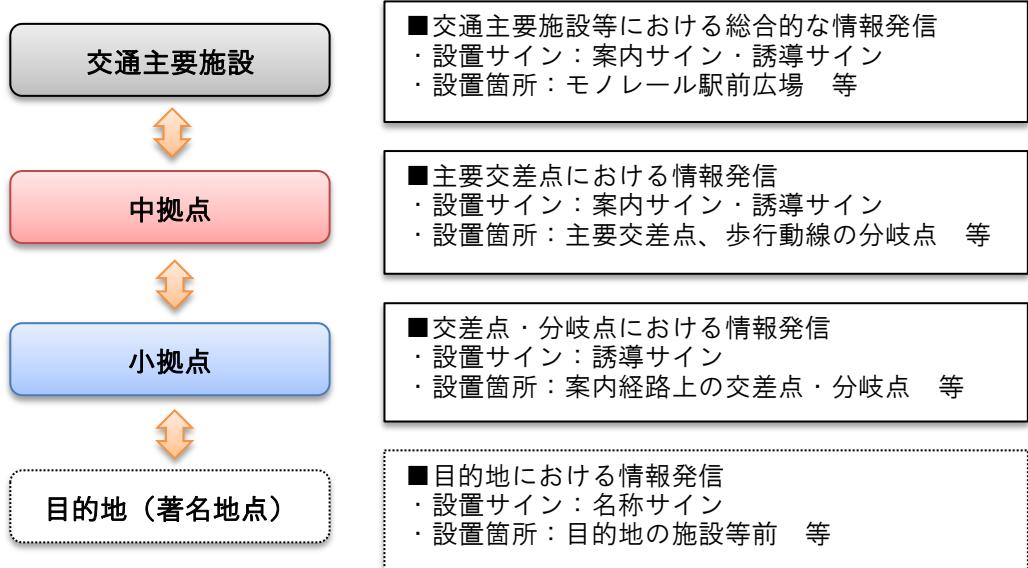
交通主要施設から目的地（著名地点）を最も近いルートで直接結ぶ「線的システム」により、誰もが安心して目的地（著名地点）へ移動するための案内サイン、誘導サインを設置します。



3) サイン設置拠点の設定

市民や観光客等をはじめとする来訪者の方が、都市モノレール駅等の交通主要施設から目的地（著名地点）まで移動する場合を想定し、サインを設置する拠点として「交通主要施設」「中拠点」「小拠点」の3拠点を設定します。

【サイン設置拠点】



4) サイン配置の考え方

①交通主要施設

歩行動線の主要起点であるモノレール駅前の広場やバスターミナル等、交通主要施設には目的地への行動拠点となる総合案内を目的とする案内サイン及び誘導サインを目立つ場所に配置します。

交通主要施設に繋がる両歩道に配置することを基本とします。

②中拠点

主要交差点や歩行動線の分岐点等への配置を基本とします。また、案内サイン部分については、地域案内図を掲示し、誘導サインには、誘導施設名称のみを案内することとし、距離、方向を掲示します。

主要交差点には対角線上の歩道に案内サイン及び誘導サインを配置することを基本とします。

③小拠点

誘導経路となる歩行動線において、交差点などの分岐点に誘導サインを適切に配置します。また、表示内容は、誘導施設名称、距離、方向を掲示します。

歩行動線上の交差点などの分岐点に誘導サインを配置することとしますが、片側の歩道への配置を基本とします。

④目的地 (著名地点)

目的地 (著名地点) においては、名称サインを施設のデザインや周辺の景観・雰囲気に配慮するとともに、目的地の名称が視認しやすいように配

置します。

⑤安心・安全に配慮した配置

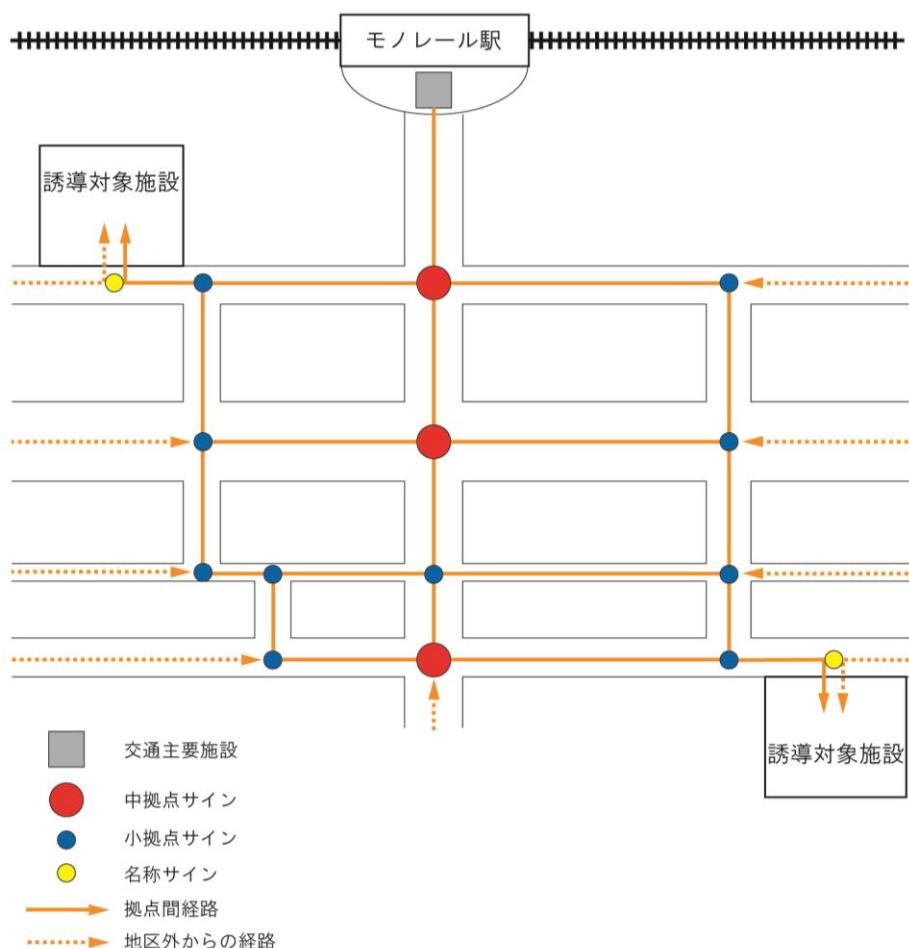
案内サイン及び誘導サインの配置にあたっては、歩行者の安全に配慮するとともに、自動車等の通行の死角にならないように留意します。

⑥乱雑しない公共サインの配置

分岐点（交差点）においては、案内サイン並びに誘導サインの配置が必要となるケースが多いが、分岐点間の距離等を考慮し、必要最低限に留めるなど、過度な情報量にならないよう留意します。

起点となる「交通主要施設」では、地域案内図・誘導案内等各種情報を提供し、目的地に近づくに従って、情報を絞り込み、主要な交差点、分岐点に連続性を持たせながら案内サイン、誘導サインを適切に配置します。

【配置位置の概念図】



5) その他

今後の検討課題としてバスターミナルなどの交通主要施設においては、目的地までの路線案内や観光情報の発信、児童・生徒に対する交通教育などに対応した、タッチパネル式デジタル案内板などの設置を検討するものとします。

(2) 面的システムの考え方

1) 面的システムの考え方

本市では、交通主要施設から目的地への移動だけでなく、目的地から目的地への移動や、目的地周辶に観光資源が数多く点在するなど、面的に回遊できるエリアが存在します。

2) その他の地図ツール等との連携

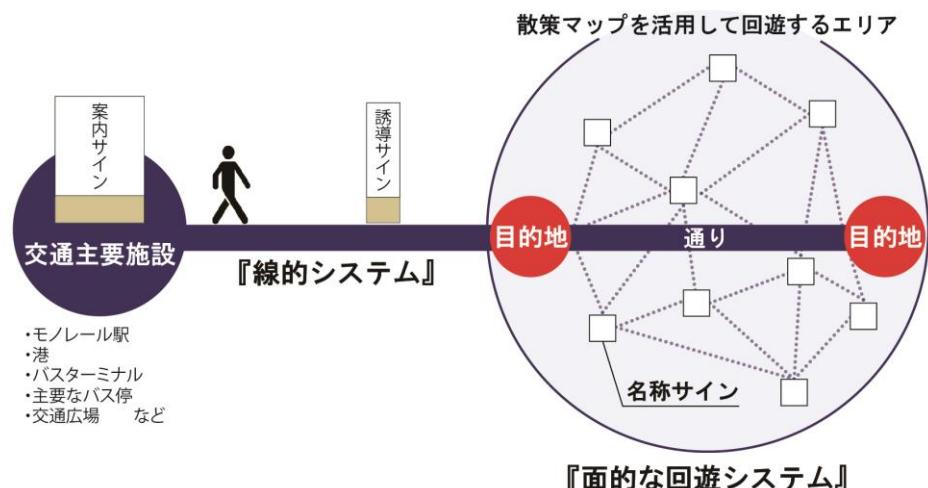
このような面的に広がるエリアを案内・誘導サインで全て結ぶことは、煩雑化を招き、現実的にも困難となることが予想されます。

そこで、現在那覇市で実施している Wi-Fi 事業や観光マップ等のソフト的手法による施策との連携をとることで、面的なエリアの移動を推進していきたいと考えます。

例えば

- 観光拠点周辶の散策マップの作成（観光施設やホテル、モノレール駅にて配布）
- それぞれの用途に対応した散策マップの作成（飲食店等に特化した散策マップ、歴史文化に特化した散策マップなど）
- スマートフォンなどの電子機器を使用した散策マップの配信（QRコードの使用・その他多言語の連携等） 等

他の地図ツール等と連携させ、誰もが安全に安心して移動し、楽しめるような仕組みづくりも有効であると考えられます。



なお、地域特性に配慮が必要な観光重視などのまちづくりを行う場合には、効果的なサイン配置の個別検討のなかで線的システムを補完するための案内・誘導サインを連続性のある配置とすることも必要であると考えます。

5. デザイン基準

(1) 共通基準

本計画における公共サインは、基本方針の考え方に基づき、サイン整備を行います。

【基本方針】

- ①誰もが安全・安心して移動できる結の公共サイン
- ②おもてなし・想いやりの心が伝わる公共サイン
- ③那覇の景観と調和した公共サイン

1) 基本言語表記

ユニバーサルデザインの観点から日本語と英語の2種類による表記を基本とし、必要に応じて、多言語表記の活用を検討します。

2) 多言語表記

「沖縄県観光案内サインシステム整備ガイドライン」において、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語等の複数外国語の併記を行うとされています。そのことから、多言語表記をする際は、沖縄県への外国人観光客の入域状況から、英語以外に中国語（簡体字・繁体字）、韓国語を基本とします。

4ヶ国語を付記する施設等については、下記にあるモノレール駅や著名地点、主な公共施設に関してのみの表示としますが、下記以外の施設等の付記については、設置者が必要に応じて検討するものとします。

赤嶺駅	古島駅	那覇バスターミナル	沖縄県立武道館	DFS ギャラリア沖縄
小禄駅	市立病院駅	沖縄県警察本部	奥武山総合運動場	沖縄県立博物館・美術館
奥武山公園駅	儀保駅	福州園	沖縄セルラースタジアム那覇	沖縄総合事務局
壺川駅	首里駅	国際通り	沖縄セルラーパーク那覇	首里城公園
旭橋駅	那覇空港	泊ふ頭	那覇ふ頭（船客待合所）	首里金城町石畳道
県庁前駅	那覇市立病院	第一牧志公設市場	那覇市歴史博物館	那覇クルーズターミナル
美栄橋駅	カフーナ旭橋	那覇市觀光案内所	那覇市立壺屋焼博物館	
牧志駅	沖縄県庁	てんぶす那覇	ヤチムンの里 壺屋	
安里駅	那覇市役所	さいおんスクエア	栄町市場	
おもろまち駅	波の上ビーチ	壺屋焼巨大シーサー	とまりん（泊ふ頭旅客ターミナルビル）	4ヶ国語を表記する施設一覧

3) 表記書体

①日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語

「誰もが安全・安心して移動できるサイン」の基本方針に基づき、ユニバーサルデザインフォント（UD Font : Universal Design Font）や、ゴシック系等のシンプルで判別しやすい文字を基本とします。ただし、首里地域のような歴史的な空間を醸し出す地域や賑わいのある地域等については、その地域に合ったフォントの使用を必要に応じて検討するものとします。

【ユニバーサルデザインフォント（UD Font）とは】

「ユニバーサルデザイン」の基本的な考え方である“文化・言語・国籍の違い、老若男女、障がい者など誰でも多くの人が利用可能であるようなデザイン”のコンセプトを取り入れ、誰もが生活する上で「使いやすさ・見やすさ」といった細かい部分にも配慮・工夫をしたフォントのことです。

近年では、高速道路の標識をはじめ、公共機関の案内板にも採用されている件数が増えてきています。

【フォントデザインのポイント】

シンプルなデザインに配慮



判別しやすく空間を確保



②ローマ字表示基準

施設名称等の英文表記は、固有名詞はローマ字で、普通名詞は英語により表記します。

日本語のローマ字表記法にはいくつかの方式がありますが、ヘボン式表記法が国際的標準として使われています。このことから、本計画における公共サインに示すローマ字表記は「ヘボン式表記」を基本とします。

現在、国土交通省で英語表記に関する基準を検討していることから、英語表記については、国土交通省で示す内容を基本としますが、国土交通省の基準に記載されていない内容については、「著名地点道路案内標識マニュアル（案）（沖縄総合事務局）H21年3月 ローマ字表示基準」

に示されている英語表記を使用するものとします。

なお、ローマ字表示基準を用い設定した施設表記は、社会情勢や施設等の整備状況により変化するものであるため、設置時に以下の基準で定めたローマ字及び英語表記においても、地域事情等の変化にあわせた継続的な見直しと更新が必要となります。

五十音

あ	a	い	i	う	u	え	e	お	o
か	ka	き	ki	く	ku	け	ke	こ	ko
さ	sa	し	shi	す	su	せ	se	そ	so
た	ta	ち	chi	つ	tsu	て	te	と	to
な	na	に	ni	ぬ	nu	ね	ne	の	no
は	ha	ひ	hi	ふ	fu	へ	he	ほ	ho
ま	ma	み	MI	む	mu	め	me	も	mo
や	ya			ゆ	yu			よ	yo
ら	ra	り	ri	る	ru	れ	re	ろ	ro
わ	wa	ゐ	i			ゑ	e	を	o

拗音

きゃ	kya	きゅ	kyu	きょ	kyo
しゅ	sha	しゅ	shu	しょ	sho
ちゅ	cha	ちゅ	chu	ちょ	cho
にゅ	nya	にゅ	nyu	にょ	hyo
ひゅ	hya	ひゅ	hyu	ひょ	hyo
みゅ	mya	みゅ	my	みょ	myo
りゅ	rya	りゅ	ryu	りょ	ryo
ぎゅ	gya	ぎゅ	gyu	ぎょ	fyo
じゅ	ja	じゅ	ju	じょ	jo
びゅ	bya	びゅ	byu	びょ	byo
ぴゅ	pya	ぴゅ	pyu	ぴょ	pyo

濁音 半濁音

が	ga	ぎ	gi	ぐ	gu	げ	ge	ご	go
ざ	za	じ	ji	ず	zu	ぜ	ze	ぞ	zo
だ	da	ぢ	ji	づ	zu	で	de	ど	do
ば	ba	び	bi	ぶ	bu	べ	be	ぼ	bo
ぱ	pa	ぴ	pi	ぱ	pu	ペ	pe	ぽ	po

【備考】

- 1) はねる音「ン」はnであらわすが、ただし m、b、p の前ではmを用いる。
- 2) はねる音を表すnと次にくる母音字またはyとを切り離す必要がある場合には、nの対応に「-」(ハイフン)を入れる。
- 3) つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねてあらわすが、ただし次にc hがつづく場合にはcを重ねずにtを用いる。
- 4) 長音は母音字の上に「-」(長音符標)をつけて表す。なお、大文字の場合には母音字を並べてもよい。
- 5) 特殊音の書き表し方は自由とする。
- 6) 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。

4) 文字の大きさ

文字の大きさについては、視認性を考慮して高齢者や弱視者にも判読しやすいよう、できるだけ大きい文字で設定し、掲載する情報内容や量を調整します。

【参考】文字の大きさについて

視認距離	日本語文字高	英・中国・韓国語 文字高
30mの場合	120mm 以上	90mm 以上
20mの場合	80mm 以上	60mm 以上
10mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5mの場合	20mm 以上	15mm 以上
1~2mの場合	9mm 以上	7mm 以上

「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」国土交通省 より

5) ピクトグラム

外国人や難しい文字のわからない子供に対しては、見ただけで容易に理解できるピクトグラム（絵文字）を使用し対応します。

使用するピクトグラムについては、「標準案内用図記号のピクトグラム」を基に作成された「著名地点道路案内標識マニュアル（案）」（沖縄総合事務局）に示されている「道路標準ピクトグラム」を基本とします。

「道路標準ピクトグラム」に記載されていないものについては、「標準案内用図記号のピクトグラム」を使用します。また、ピクトグラムのない施設については、アイキャッチャー・マークとしてドットマーク（■）を使用します。

【著名地点道路案内標識マニュアル（案）「道路標準ピクトグラム】

道路標識ピクトグラム



【標準案内用図記号のピクトグラム（一部抜粋）】

案内所



情報コーナー



病院



救護所



警察



お手洗

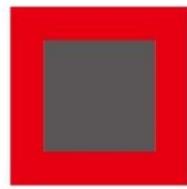
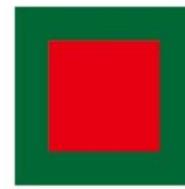
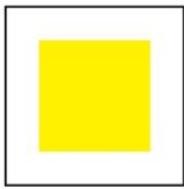
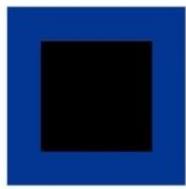
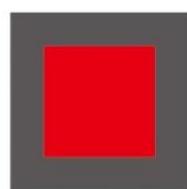
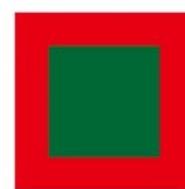


6) 色彩

色彩については、図と地のコントラストを強くするなど視認性を高めるとともに、高齢者や色弱者、視覚障がい者に配慮することが重要です。

そのことから、周辺の色彩や空間構成等を考慮し、サインがあることが分かりやすく、かつ、周辺の景観を阻害しないような色彩とします。

【参考：主な見づらい色の組み合わせ】

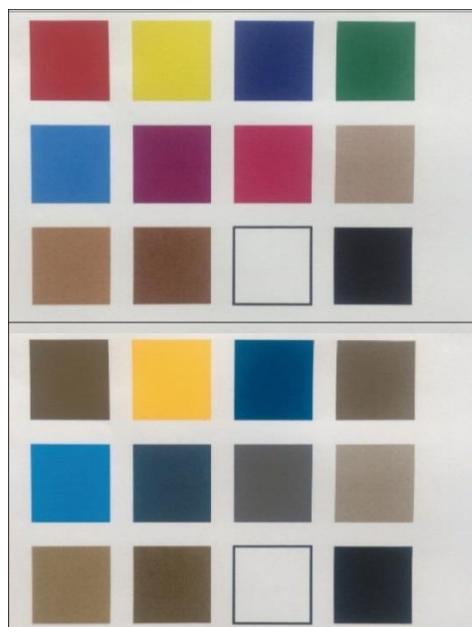


「青と黒」、「黄と白」、「緑と赤」、「灰と赤」などの組み合わせは、見づらい色となります。

色弱者の見え方は、赤が茶に見えたり、青が緑に見えたりするなど、色の組み合わせ次第では区別が付けにくいことが考えられます。そのことから、視認性の高い色彩の組み合わせに配慮することが重要です。

【参考：色弱者の見え方】

一般色覚



2型三色覚（緑色弱）



1型三色覚（赤色弱）

3型三色覚（青色弱）

【色のシミュレータ】

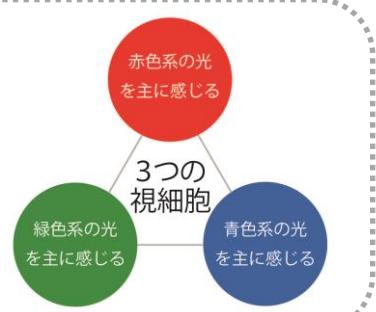
上記【参考：色弱者の見え方】の図は、「色のシミュレータ」を使用して作成しております。様々な色覚特性のうち、2色覚者が見ているであろうと想定した色を高速演算により擬似的に再現しています。

表示しているシミュレーション画像は、2色覚者の色の見え方を特定の手法と条件下で予測したものであり、必ずしも正確とは限りません。また、色覚には個人差があります。

※ 地図を作成する際には、【色のシミュレータ】を使用し確認するなどの配慮が必要です。

2色覚とは？

色を感じとる3つの視細胞の内、どれか1つが欠けている場合を2色覚といいます。



(2) 案内サイン基準

1) サインの表示位置について

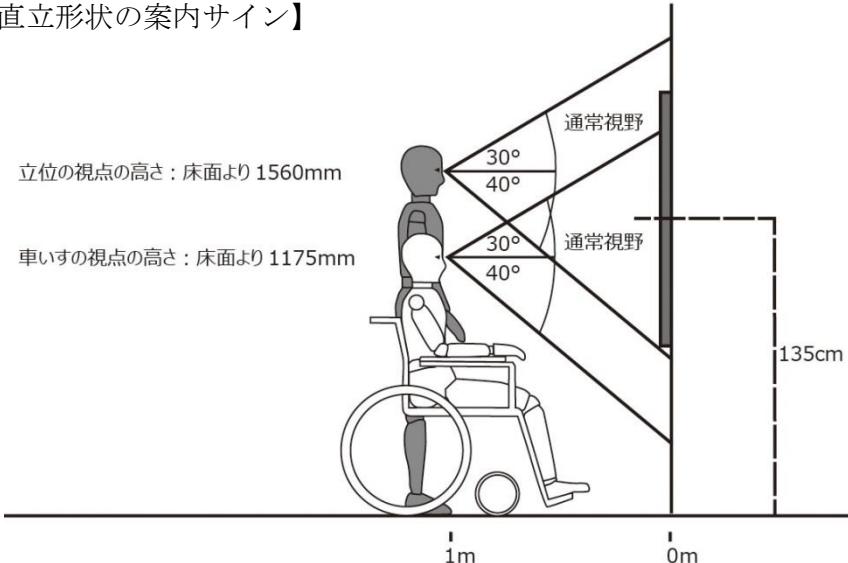
近くから視認するサインの掲出高さの考え方について、立位の利用者と車椅子使用者の視点の中間の高さは約 135 cm となっています。

地図標識の中心の高さを 135 cm とした場合、車椅子使用者は地図標識の上部の判読が困難であり、立位と車椅子の通常視野の中心の中間の高さは、視野の中間点よりもやや低い位置にあります。

のことから、地図標識の中心の高さは 125 cm 程度が望ましいと考えられます。

また、ユニバーサルデザインの観点から、車椅子利用者が視認しやすい形状の案内サインの検討を行います。

【直立形状の案内サイン】



「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」国土交通省 より

2) 表示情報について

案内サインに示す地図上での表示情報基準においては、各行政機関や部署毎で求められる情報が違うことから、全ての情報を統一することは現実的に難しい状況となっています。

そこで、沖縄の地理的特性を基本とし、建替えの可能性の低い施設を表記した『ベースマップ』を作成し、基礎データの統一を図る必要があると考えます。

実際に活用する際には、使用する用途にあった情報を追加していくものとします。

【ベースとなる地形地物等の地図標識】

		地図標識に記載する一般的情報	ベース マップ	ピクト グラム	名称
ベース マップ	地形	山、河川、池、港、埠頭	○	—	○
	一般道路	道路	○	○	—
		歩行者専用道路等	○	—	—
		ペデストリアンデッキ、横断歩道橋	○	—	—
	地点	インターチェンジ	○	—	○
		交差点（信号機）	—	○	○
		有名な橋、トンネル等	—	—	○
	交通施設	バス等の公共交通機関のターミナル	○	○	○
		バス乗り場	—	○	—
		モノレール路線	○	—	○
		モノレール駅	—	○	○
		旅客船ターミナル	○	○	○
	境界線	市、町、村	○	—	○
		番地	—	—	○

【ベースとなる建物等の地図標識】

		地図標識に記載する一般的情報	建物シルエット	ピクトグラム	名称
施設	案内所	案内所（有人）	—	○	—
		情報コーナー	—	○	—
	公共（公的）施設	官庁またはその出先機関	○	○	○
		警察署	○	○	○
		交番	—	○	○
		郵便局	—	○	○
		消防署	—	○	○
		国（公社、公団除く）の期間及び公共地方サービス機関、その他官署	○	—	○
		病院	○	○	○
		学校	○	—	○
	文化施設	大規模なホテル及び旅館※1	○	○	—
		公会堂、公民館、図書館、映画館	○	—	○
	公衆便所	公園、霊園	○	○	○
		名所・旧跡	—	○	○
	その他	体育館、運動場、公営住宅	○	—	○
	大規模商業施設、店舗	大規模なデパート、スーパー・マーケット（大規模小売店舗に限り表示する） ※2	○	○	—
	銀行	銀行・信用金庫	—	○	—
	観光地		—	○	○
	広域避難場所		—	○	○
	津波避難ビル		○	○	○
	津波避難場所		—	○	○
	駐車場	※3	—	○	—

※1・3：管理者の判断によって必要な情報を記載するものとします。

※2：「大規模小売店舗立地法」の規定により、届出が出された商業施設

3) 地図上の色彩について

観光地全体の案内を考え、表示方法の整合性については、一貫した分かりやすい案内を行う必要があることから（「公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック（国土交通省）」より）、ベースとなる主要地図上の色彩を下記の通りに統一を図りたいと考えます。

ピクトグラムについては、視認性が高くなるよう白抜きの白黒表示を基本とします。ただし、避難に関するピクトグラムについては、JIS 規格で位置づけられている「緑色」で表示するものとします。



【主要地図の色彩の考え方】

主要地図は、道路を白抜きにして敷地をベージュなどの色で構成すると区域が読み分けしやすくなります。ただし、敷地の色が薄すぎると色弱者には識別できなくなり、濃すぎると文字等が読みづらくなるので、敷地は明度7~8程度の色面で統一することとします。

【ベースとなる地図上の色彩】

項目	色見本	CMYKの値	
ベース（敷地）		C:0% M:4% Y:7% K:17%	
水域		C:40% M:0% Y:0% K:0%	
境界線（市町村界）		C:100% M:100% Y:10% K:100%	
道路		C:0% M:0% Y:0% K:0%	
軍用地		C:30% M:50% Y:55% K:0%	
公園・霊園	敷地		C:30% M:0% Y:60% K:0%
	園路		C:16% M:0% Y:24% K:0%
建物		C:1% M:6% Y:9% K:40%	

4) 防災サインとの連携について

津波災害に対し、緊急時の避難に関する行動を安全かつ迅速に行えるよう、「津波防災ガイドライン（素案）」で示されている津波防災サイン（津波避難ビル・津波避難場所）を表示（日本語、英語、ピクトグラム）するものとします。



【津波避難場所】



【津波避難ビル】

5) 掲出名称基準について

案内サインに示す地図上での掲出名称基準は、「著名地点道路案内標識マニュアル（案）」の著名地点や「ゼンリン住宅地図」等の情報より、掲出するものとします。ただし、掲出名称については、建物の移転や表示名称の変更等が当面行われない箇所を基本とします。

【基本となる掲出名称の選定方法】

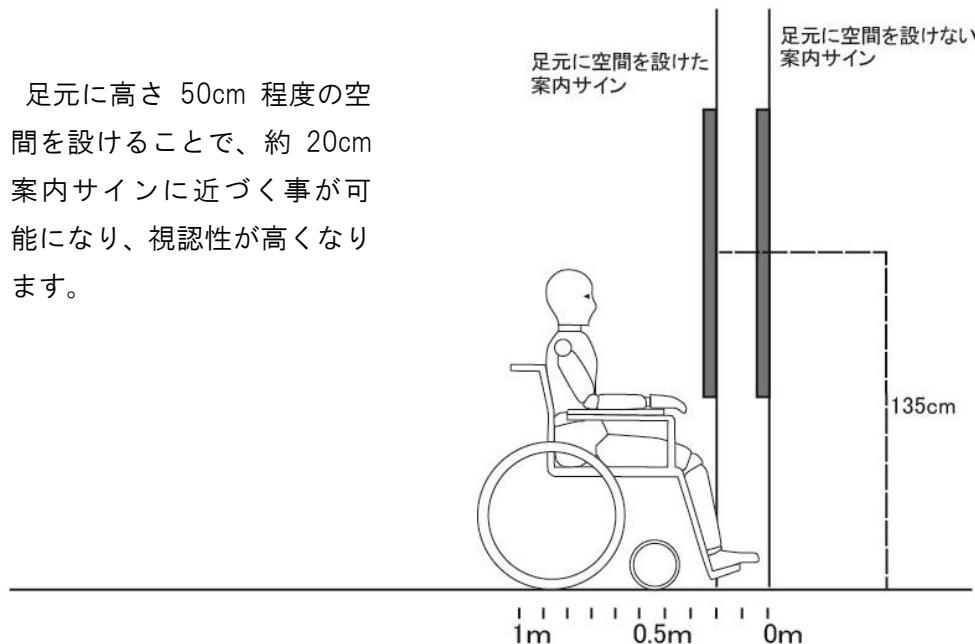
	分類	選定方法
1	地形	<ul style="list-style-type: none"> 「ゼンリン住宅地図」より 海、山、河川などの主要な自然地形や、橋、トンネル等の主要な構造物（橋については、主要道路に付随するものとします。）
2	道路	<ul style="list-style-type: none"> 「著名地点道路案内標識マニュアル（案）H20.3」の著名地点 「ゼンリン住宅地図」より、（高速道路、国道（通り名含む）、県道（通り名含む）、市町村道（通り名があるもののみ））
3	公共交通機関のターミナル	<ul style="list-style-type: none"> 「著名地点道路案内標識マニュアル（案）H20.3」の著名地点
4	モノレール駅	<ul style="list-style-type: none"> 「著名地点道路案内標識マニュアル（案）H20.3」の著名地点
5	交差点名（信号機）	<ul style="list-style-type: none"> 信号機は「ゼンリン住宅地図」より
6	地名（市町村界）	<ul style="list-style-type: none"> 「ゼンリン住宅地図」より
7	交通施設官公庁及びその出先機関	<ul style="list-style-type: none"> 「著名地点道路案内標識マニュアル（案）H20.3」の著名地点 「ゼンリン住宅地図」より
8	病院	<ul style="list-style-type: none"> 「著名地点道路案内標識マニュアル（案）H20.3」の著名地点 「県民ハントブック」より
9	学校	<ul style="list-style-type: none"> 大学は「著名地点道路案内標識マニュアル（案）H20.3」の著名地点より 学校（小中高）、幼稚園については「沖縄県教育委員会HP　学校一覧」より
10	史跡、名称、天然記念物など	<ul style="list-style-type: none"> 「著名地点道路案内標識マニュアル（案）H20.3」の著名地点 国、県、市町村指定文化材「平成24年文化財行政要覧」より
11	美術館、博物館、図書館	<ul style="list-style-type: none"> 「著名地点道路案内標識マニュアル（案）H20.3」の著名地点 図書館は「沖縄県立図書館HP」の「関係機関一覧」より
12	公園	<ul style="list-style-type: none"> 「著名地点道路案内標識マニュアル（案）H20.3」の著名地点 上記に掲載されていない場合は、「那覇市HP」より
13	文化会館、ホール、公民館	<ul style="list-style-type: none"> 「著名地点道路案内標識マニュアル（案）H20.3」の著名地点 「那覇市HP」より
14	警察署及び交番	<ul style="list-style-type: none"> 「沖縄県警察HP」より

		・ 交番は「ゼンリン住宅地図」より
15	郵便局	・ 「日本郵政 HP」より
16	観光施設	・ 「著名地点道路案内標識マニュアル（案）H20.3」の著名地点
17	ビーチ	・ 「著名地点道路案内標識マニュアル（案）H20.3」の著名地点
18	ダム	・ 「著名地点道路案内標識マニュアル（案）H20.3」の著名地点
19	観光案内所	・ 「ゼンリン住宅地図」より
20	体育館、運動場（陸上競技場）	・ 「ゼンリン住宅地図」より
21	神社、寺院	・ 「ゼンリン住宅地図」より
22	消防署	・ 「ゼンリン住宅地図」より
23	その他	・ 「著名地点道路案内標識マニュアル（案）H20.3」の著名地点

6) ユニバーサルデザインとしての配慮について

車椅子利用者の視認性を良くするため、案内サインの足元に高さ 50cm 程度の空間を設けるものとします。

また、視覚障がい者に対して案内サインの場所を知らせるため、音サインや音声案内の設置を検討するものとします。



案内サインの前に障害物を置くことを防止するため、カラー舗装など周辺の歩道と異なった舗装を検討するものとします。



カラー舗装や車椅子のピクトグラム（障がいのある人が使える設備）などを表示することで、案内サインの前に障害物を置くことを防ぐことが想定されます。

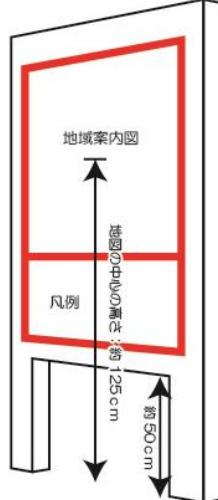
視覚障がい者が現在地や方角などが理解しやすいよう、点字案内を設けることや必要に応じ、音声で案内する装置を設けることを検討します。

7) 案内サインのデザインについて

- 原則として「地域案内図」「凡例」を掲示するものとし、那覇市内に設置されている既存の案内サインと統一感を図るため、縦長のレイアウトを基本とします。但し、横長のレイアウトは交通主要施設への設置を原則とし、設置する歩道の状況等により、必要に応じて設置するものとします。
- 「地域案内図」「凡例」の位置は、下図の通りの配置を基本とします。
- 「地域案内図」のスケールは、概ね 1km 四方 (概ね 1/1,000～1/2,000) で表示するものとし、サインに向かって前方を上として表示します。
- 交通主要施設に設置する案内サインの「地域案内図」の中心の高さは、立位の利用者だけでなく車椅子利用者にも配慮し、約 125cm を基本とします。
- 車椅子利用者の視認性を良くするため、縦型の案内サインは足元を高さ 50cm 程度、横型の案内サインは 65cm 程度の空間を設けるものとします。
- 中拠点案内サインについては、歩道幅員等の広さを考慮し、交通主要施設内縦型のサインより小さめのものとします。
- 背面には、反対の歩道からも見つけやすいようインフォメーションマーク（「i」マーク）など、案内図があることを示すものを表示することとします。また、現在地が把握しやすいよう設置場所の所在地や通り名称などの表示することとします。



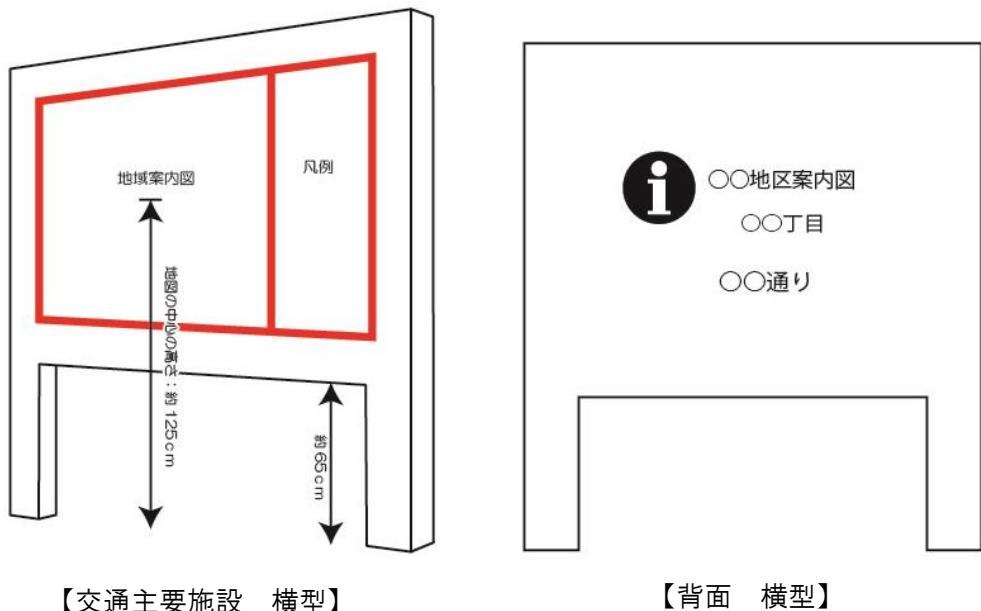
【交通主要施設 縦型】



【中拠点】



【背面 縦型】



※ 中拠点の案内板のタイプについては、設置する歩道の幅員状況等により検討するものとします。



※ 地面埋め込み型の案内サインについては、設置スペース等がない場合に限り、歩行者の安全性を確保した上で埋め込み型の検討を行うものとします。

8) 文字・ピクトグラムサイズについて

「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」より、案内サインの文字の高さについては、視認距離 50 cmを想定し、「バリアフリー整備ガイドライン」の視認距離 1~2mの文字高の約 1/2 の大きさ（日本語 5mm以上、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語に関しては 4mm以上）を基本とします。また、表示内容の見やすさに配慮し、表示施設により文字高を変えて表示するものとします。

ただし、津波防災サイン（津波避難ビル・津波避難場所）については、ピクトグラムの大きさ約 16.5mm（津波防災ガイドライン（素案）より【素案では 35mm 角以上だが、上記と同様の考え方より約 1/2 の大きさを基本

とします。】)、文字の大きさは、「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」と同様のものとします。

【参考：表示内容の見やすさに配慮した文字高】

	ピクトグラム	日本語	英語・中国語・韓国語	表示施設
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm	凡例部分
特大サイズ	—	18.0mm	14.0mm	市町村名（図中に境界がある場合のみ）
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm	案内所、情報コーナー、県庁、市役所、博物館、美術館など
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm	郵便局、交番、病院、デパート、ホテル、埠頭、丁目など
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm	橋梁名、交差点名、バス停名、広域図の情報など

「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」国土交通省 より

【参考：文字の大きさについて】

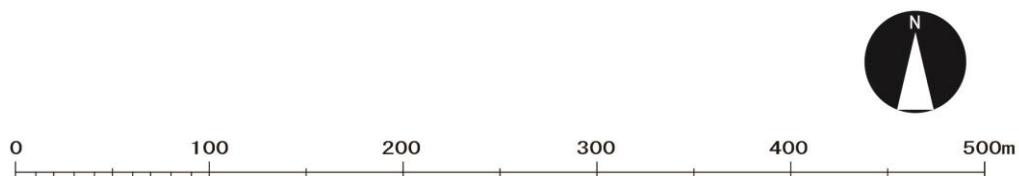
視認距離	日本語文字高	英・中国・韓国語文字高
30mの場合	120mm 以上	90mm 以上
20mの場合	80mm 以上	60mm 以上
10mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5mの場合	20mm 以上	15mm 以上
1~2mの場合	9mm 以上	7mm 以上

「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」国土交通省 より

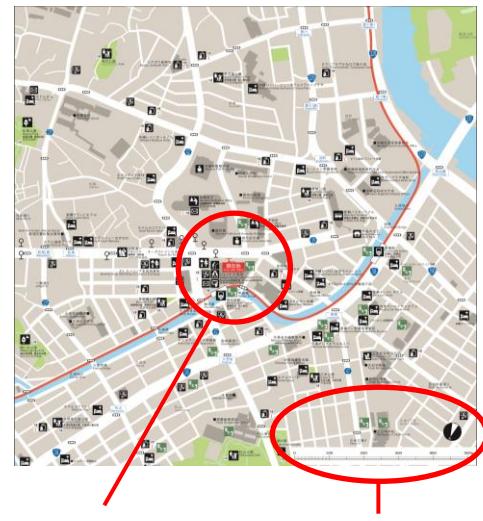
9) 方位・スケール・現在地について

案内サインに表示する地図には、方位記号を表示するものとします。方位記号は、北の方角を指し示すわかりやすいデザインとします。

方位及びスケールの位置は、視認性を高くするため、地図の右下に配置するものとします。



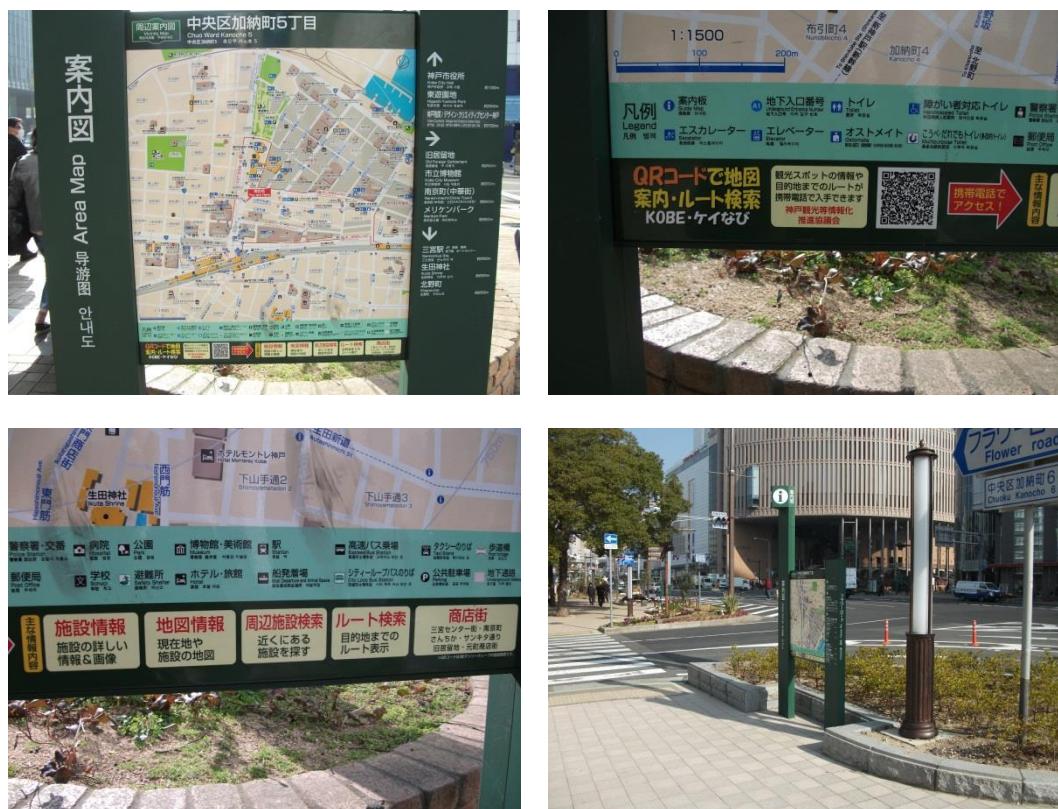
現在地は、方向者が向いている方向を考慮した現在地の表示が望ましいことから、サインと向かい合った時に、上を前方として表示します。なお、地図標識上に表する「現在地」は利用者が地図標識上のどこにいるのかを表現するものであるため、英語表記を「You are Here」と表示します。



10) QR コードについて

スマートフォンなどの電子機器を使用し、地図案内やルート検索、周辺の施設情報が得られるよう、案内サインに QR コードなどの表示を検討するものとします。

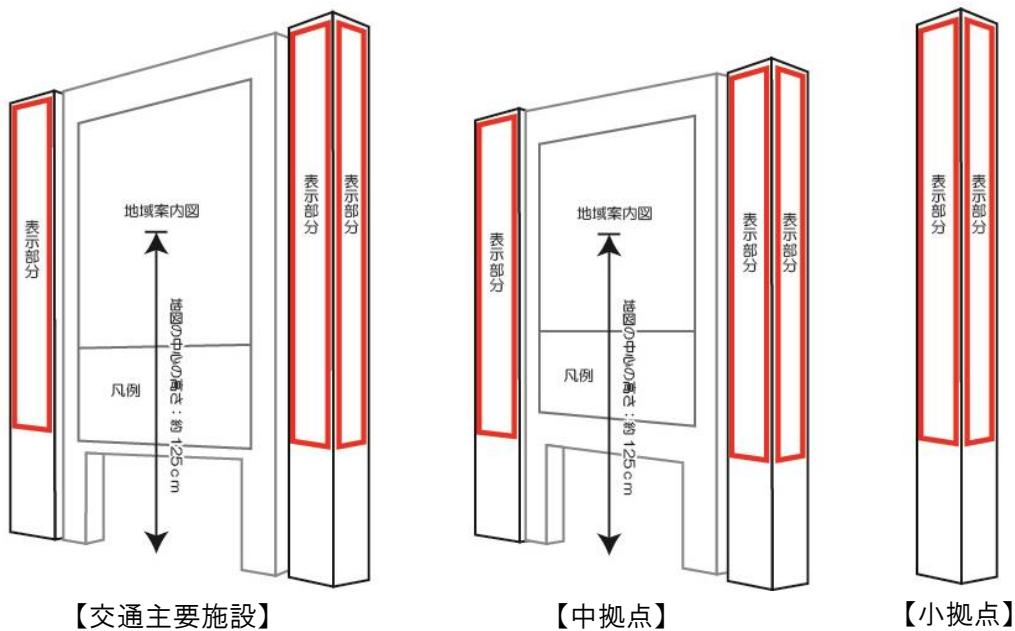
【神戸市の事例】



(3) 誘導サイン基準

1) 誘導サインのデザインについて

- 原則として「誘導施設名称」「方向」を掲示するものとし、那覇市内に設置されている既存の案内サインと統一感を図るとともに、安心安全の観点から縦長のレイアウトを基本とします。
- 表示部分は白を基調とし、案内する著名地点については、3箇所以内とします。
- 歩道幅員の状況により、案内サインに併設する誘導サインは必要に応じて設置するものとします。



※ 地面埋め込み型の誘導サインについては、設置スペース等がない場合に限り、歩行者の安全性を確保した上で埋め込み型の検討を行うものとします。

2) 文字サイズについて

誘導サインの文字の高さについては、約 10m先から視認可能な大きさにするため、日本語 40mm以上、英語 30mm以上の大きさを基本としますが、文字数によっては、必要に応じて大きさを検討するものとします。

また、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語に関しては、英語よりも文字高を抑え、メリハリをつけ視認性の低下を抑えます。

【参考：文字の大きさについて】

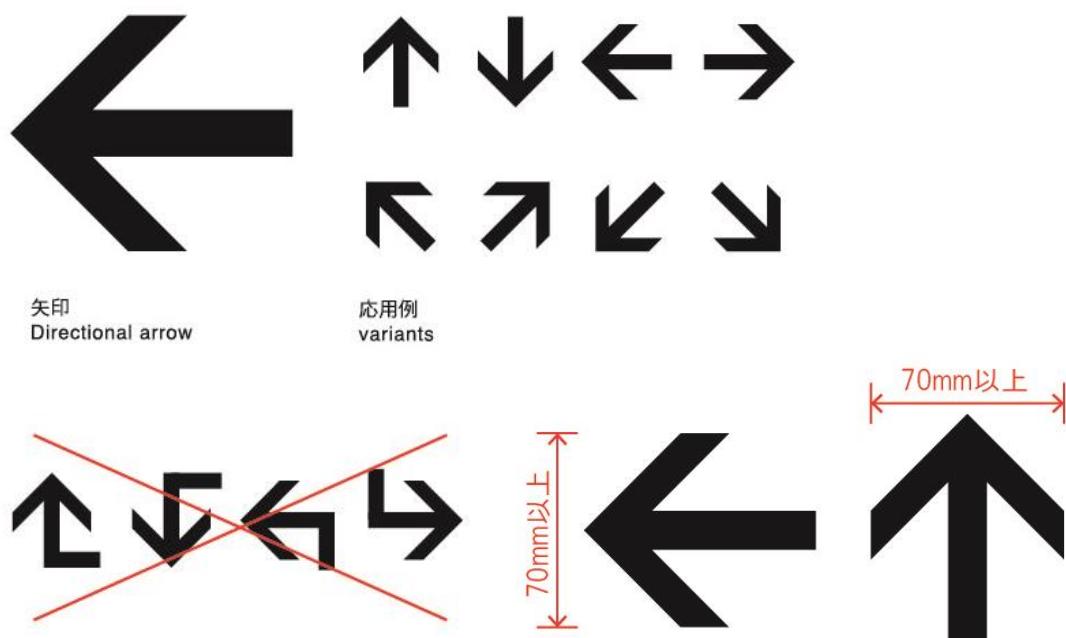
視認距離	日本語文字高	英・中国・韓国語文字高
30mの場合	120mm 以上	90mm 以上
20mの場合	80mm 以上	60mm 以上
10mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5mの場合	20mm 以上	15mm 以上
1~2mの場合	9mm 以上	7mm 以上

「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」国土交通省 より

3) 矢印について

移動方向を指示する「矢印」は、「標準案内用図記号のピクトグラム」を使用するものとし、矢印のサイズについては、視認性を高くするため、矢印が向いている方向の高さを「日本語文字高 40mm 以上」の約 2 倍の高さ「70mm 以上」を基本とします。

指示方向が折れた矢印については、原則として使用しないこととします。



6. 案内サイン・誘導サイン別参考設計図（案）

共通基準、案内サイン基準、誘導サイン基準の考え方をもとに、案内サイン及び誘導サインの参考設計図（案）を下記に示します。

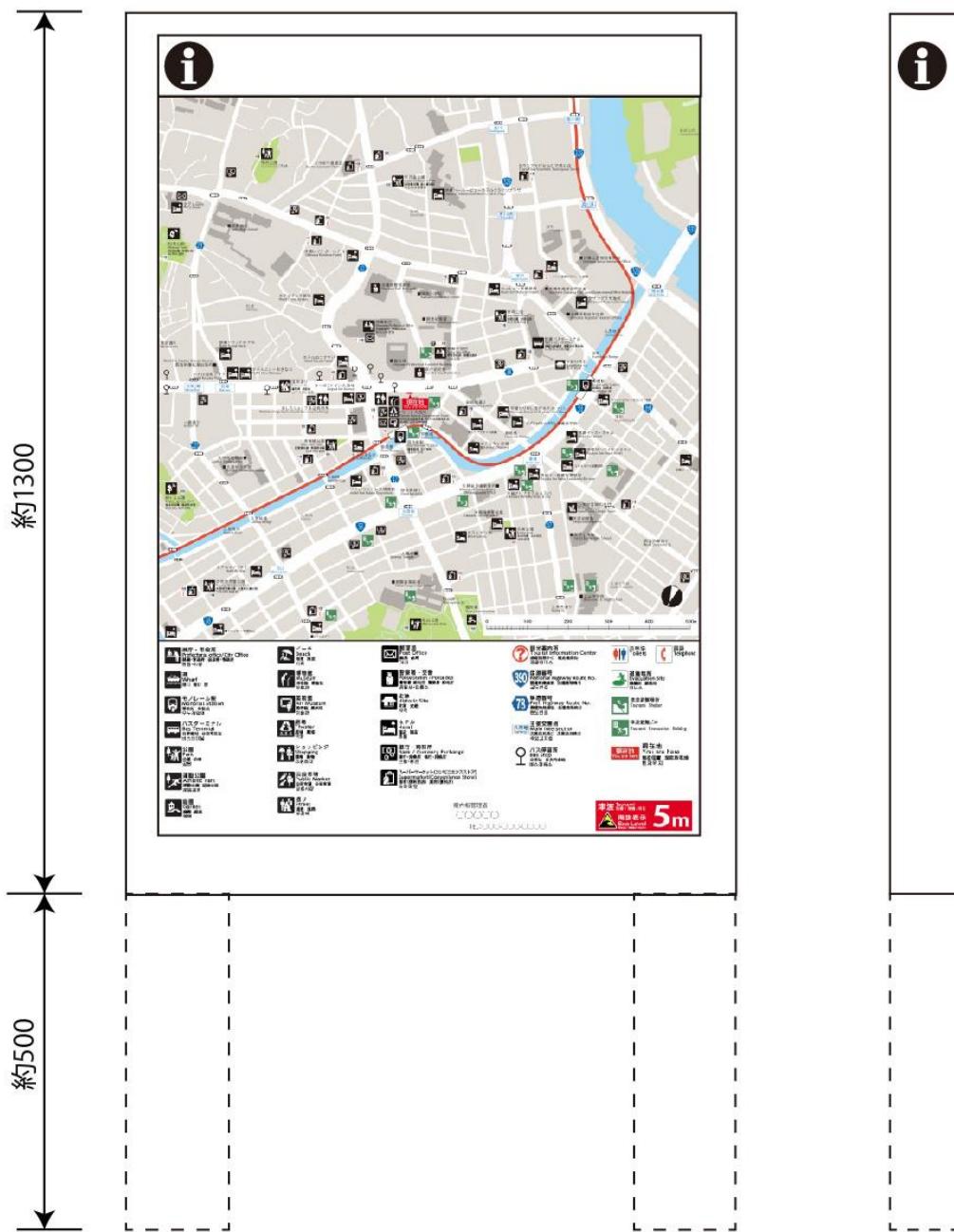
（1）案内サイン参考設計図（案）

案内サイン参考設計図（案）の基本的な考え方を下記に示します。

項目	内容	
色彩	コーラルホワイトを基調とし、「那覇市タウンカラースタンダード」に基づいた考え方とします。	
素材	<ul style="list-style-type: none">○ 琉球石灰岩の活用を基本とします。○ 地域案内図は、夜間の視認性に配慮するとともに、情報更新に対応できるような構造・材質とします。	
サインの高さ、大きさ	<p>【交通主要施設】</p> <ul style="list-style-type: none">○地域案内図中心の高さを約 125cm とします。○案内サインの高さを概ね 180cm 程度とします。 <p>【中拠点】</p> <ul style="list-style-type: none">○地域案内図中心の高さを約 125cm とします。○案内サインの高さを概ね 170cm 程度とします。 <p>【足元空間の高さ】</p> <ul style="list-style-type: none">○案内サイン縦型の高さを概ね 50cm 程度とします。○案内サイン横型の高さを概ね 65cm 程度とします。	
案内図のスケール	地域案内図	<p>【交通主要施設】</p> <ul style="list-style-type: none">○縦 80cm × 横 80cm とし、縮尺 1/1,000～1/2,000 を基本とします。 <p>【中拠点】</p> <ul style="list-style-type: none">○縦 65cm、横 60cm とし、縮尺 1/1,000～1/2,000 を基本とします。
文字の書体	日本語 英語 中国語 韓国語	ユニバーサルデザインフォント（UD Font : Universal Design Font）や、ゴシック系等のシンプルで判別しやすい文字を基本とします。ただし、地域に合ったフォントの使用を必要に応じて検討するものとします。
文字の高さ	日本語	<p>【主要図】: 6mm</p> <p>【凡例】 7mm</p> <p>【タイトル】 25mm</p>
	英語	<p>【主要図】: 4.5mm</p> <p>【凡例】 5.5mm</p>

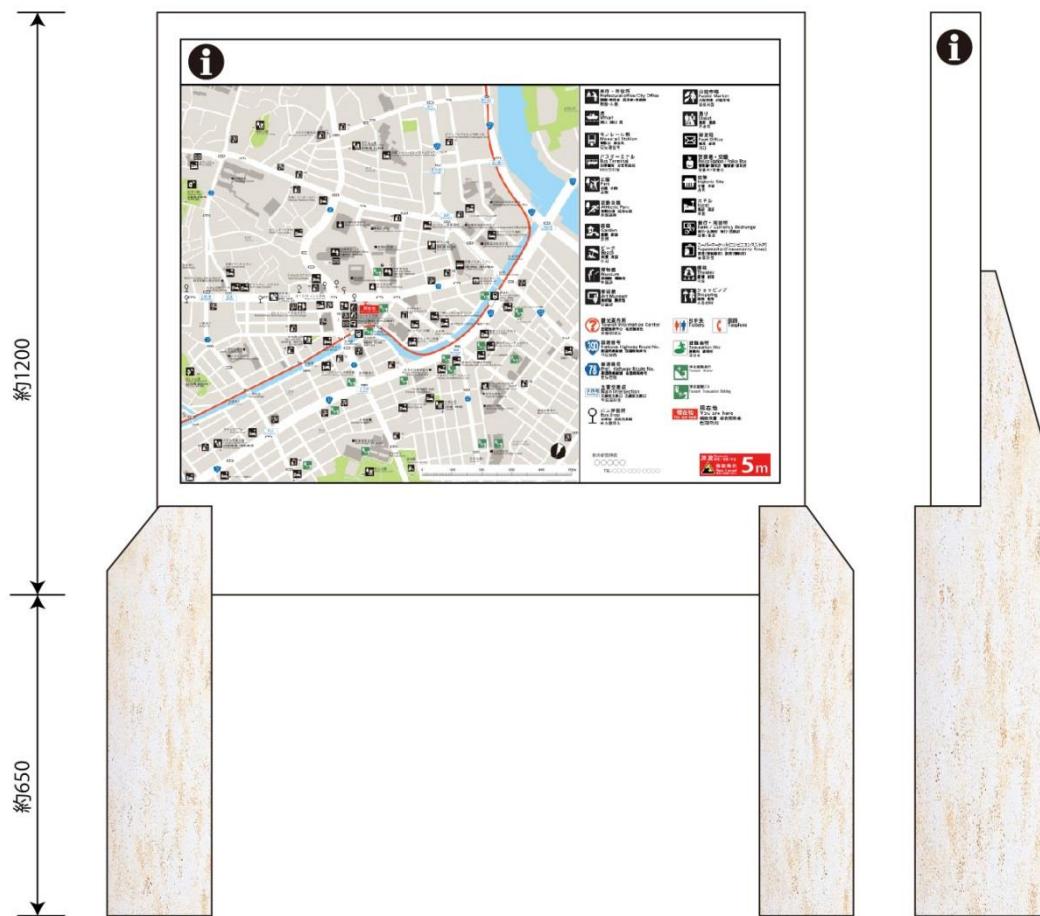
		【タイトル】15mm
	中国語	【主要図】：4.5mm 【凡例】5.5mm 【タイトル】15mm
	韓国語	【主要図】：4.5mm 【凡例】5.5mm 【タイトル】15mm
	ピクトグラム	【主要図】：4 カ国語の場合 20mm 角 ：2 カ国語の場合 16.5mm 角 ：津波防災の場合 16.5mm 角 【凡例】：4 カ国語 24mm 角（但し、表示するピクトグラムの数により、大きさを設定し、掲載する情報内容や量を調整するものとします。） 【タイトル】60mm ※ピクトグラムを組み合わせて表示する場合は、ピクトグラムの大きさの 2/16 を重ね合わせて併記します。
多言語表記		<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用する多言語表記は、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語を基本とします。 ○ 但し、表記する施設は、モノレール駅や著名地点、主な公共施設に関してのみの表示とします。（P17 参照） ○ ローマ字表記はヘボン式を基本とします。 ○ 施設名称等の英文表記は、固有名詞はローマ字で、普通名詞は英語により表記します。
ピクトグラムの種類		<ul style="list-style-type: none"> ○ 著名地点道路案内標識マニュアル（案）に示されている「標準ピクトグラム」を準じます。 ○ 著名地点道路案内標識マニュアル（案）においてピクトグラムが示されていない施設は「標準案内用図記号」に準じます。 ○ 津波防災に関するピクトグラムについては、「津波防災ガイドライン（素案）」で示されている「津波避難ビル」「津波避難場所」のピクトグラムに準じます。

【交通主要施設に設置する案内サイン縦型設計（案）】



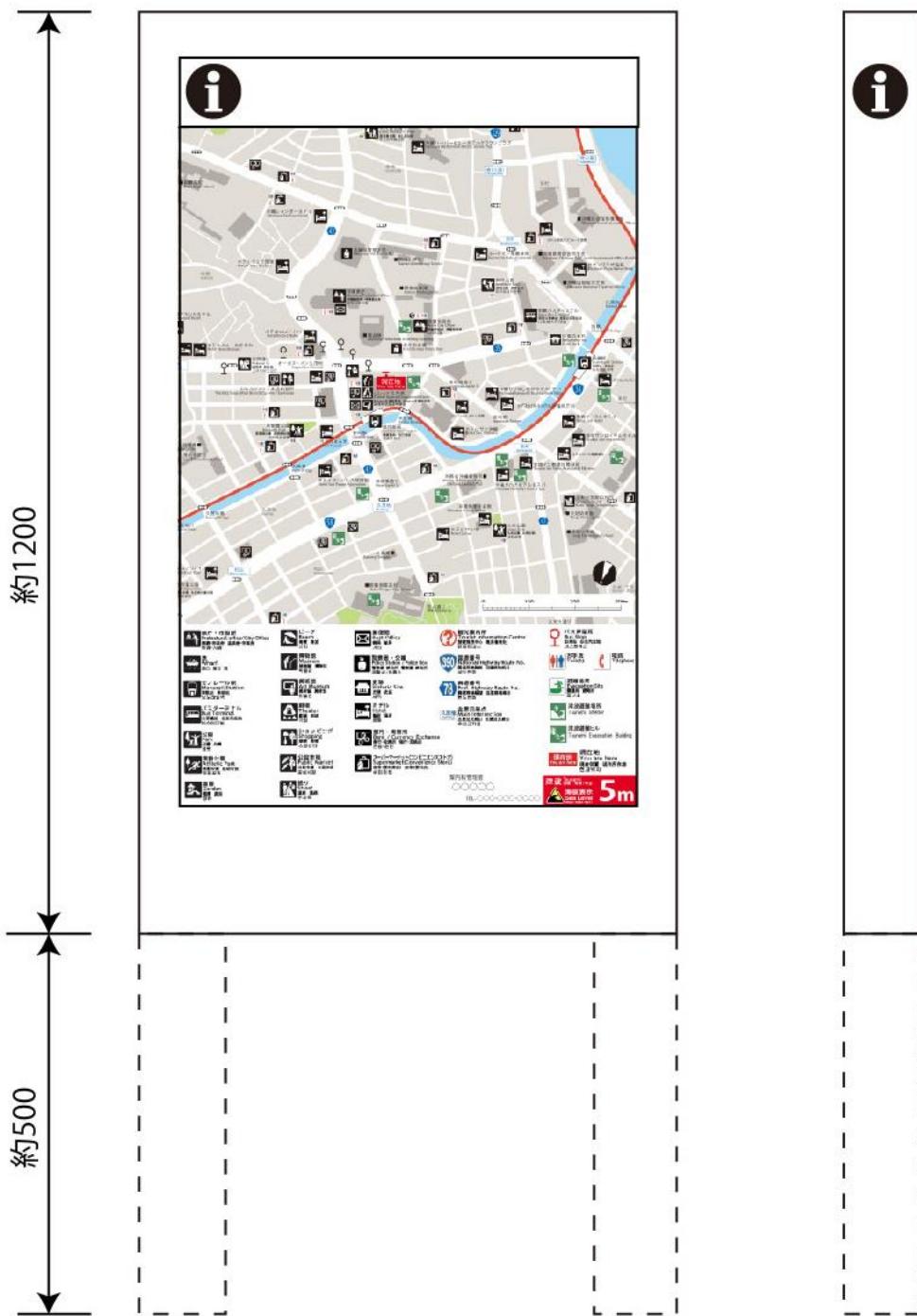
※ 上記の図は設計の一案であり、脚部については、重量感や沖縄らしい素材を感じるもので検討します。

【交通主要施設に設置する案内サイン横型設計（案）】



※ 上記の図は設計の一案であり、脚部については、重量感や沖縄らしい素材を感じるもので検討します。

【中拠点案内サイン設計（案）】



※ 上記の図は設計の一案であり、脚部については、重量感や沖縄らしい素材を感じるもので検討します。

(2) 誘導サイン参考設計図（案）

誘導サイン参考設計図（案）の基本的な考え方を下記に示します。

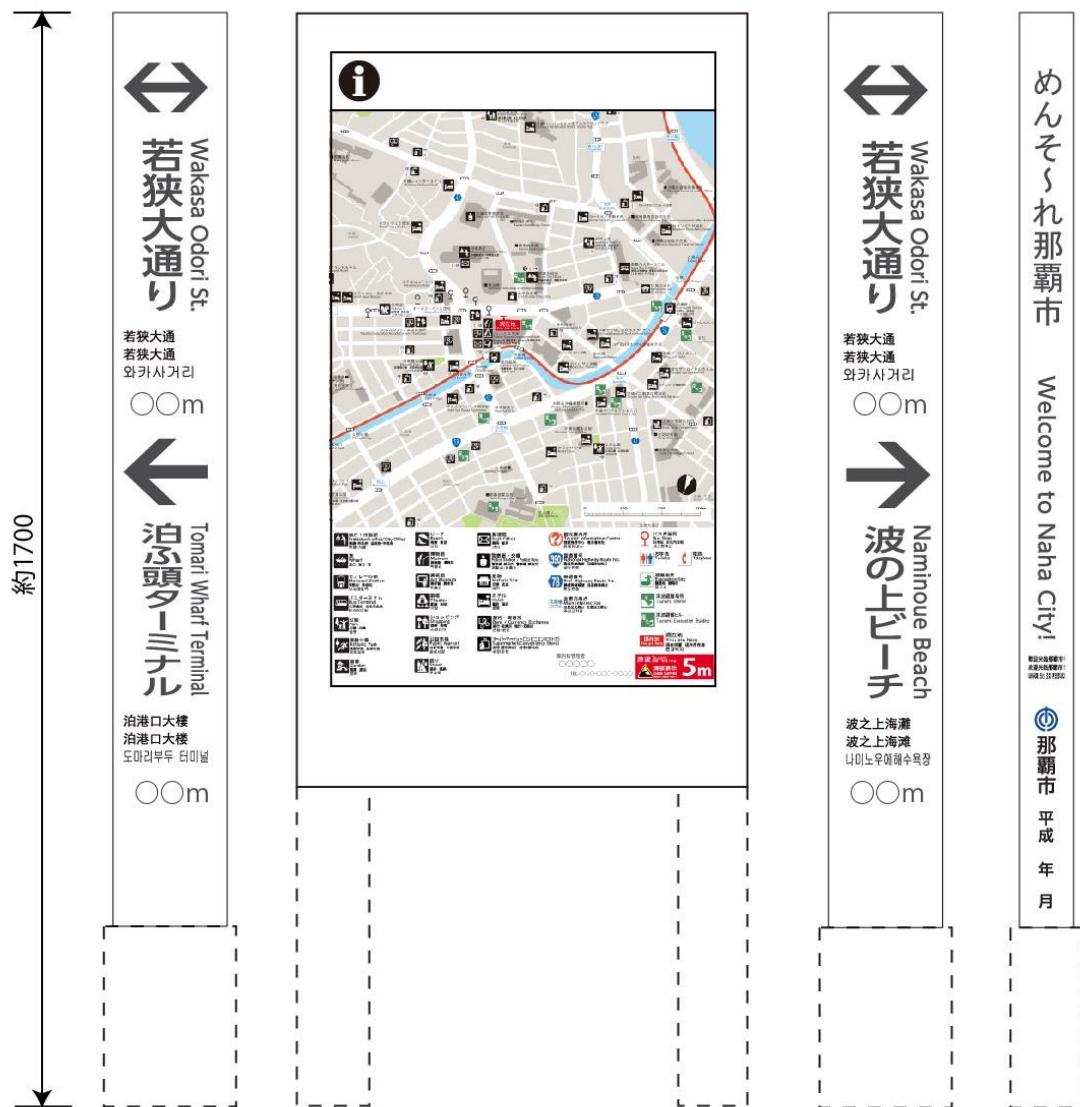
項目	内容			
色彩	コーラルホワイトを基調とし、「那覇市タウンカラースタンダード」に基づいた考え方とします。			
素材	<ul style="list-style-type: none"> ○ 琉球石灰岩の活用を基本とします。 ○ 地域案内図は、夜間の視認性に配慮するとともに、情報更新に対応できるような構造・材質とします。 			
サインの高さ、大きさ	<p>【案内サインへの付随（交通主要施設）※縦型のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 案内サインの高さは案内サインと同じ高さの 180 cm 程度とします。 <p>【案内サインへの付随（中拠点案内サイン）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 案内サインの高さは案内サインと同じ高さの 170 cm 程度とします。 <p>【小拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 案内サインの高さは概ね 200 cm 程度とします。 			
文字の書体	日本語	ユニバーサルデザインフォント (UD Font : Universal Design Font) や、ゴシック系等のシンプルで判別しやすい文字を基本とします。ただし、地域に合ったフォントの使用を必要に応じて検討するものとします。	英語	
	中国語		韓国語	
文字の高さ	日本語	40mm以上、但し、文字数によっては大きさを必要に応じて検討するものとします。	英語	30mm以上、但し、文字数によっては大きさを必要に応じて検討するものとします。
	中国語	英語よりも文字高を抑え、メリハリをつけ視認性の低下を抑えます。	韓国語	
	距離	30mm以上		
	矢印	70mm以上を基本とします。		
多言語表記		<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用する多言語表記は、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語を基本とします。 ○ 但し、表記する施設は、モノレール駅や著名地点、主な公共施設に関してのみの表示とします。（P17 参照） ○ ローマ字表記はヘボン式を基本とします。 ○ 施設名称等の英文表記は、固有名詞はローマ字で、普通名詞は英語により表記します。 		

【案内サインへの併設（交通主要施設）誘導サイン設計（案）】



※ 上記の図は設計の一案であり、脚部については、重量感や沖縄らしい素材を感じるもので検討します。

【案内サインへの併設（中拠点）誘導サイン設計（案）】



※ 上記の図は設計の一案であり、脚部については、重量感や沖縄らしい素材を感じるもので検討します。

【小拠点誘導サイン設計（案）】



※ 上記の図は設計の一案であり、脚部については、重量感や沖縄らしい素材を感じるもので検討します。

7. 配置計画

(1) 配置計画 (案)

本計画書 P12 「4. 公共サインシステム」の考え方を基に、那覇市の観光拠点である「国際通り」「首里城公園」の周辺及び那覇市全体の配置計画案を示します。

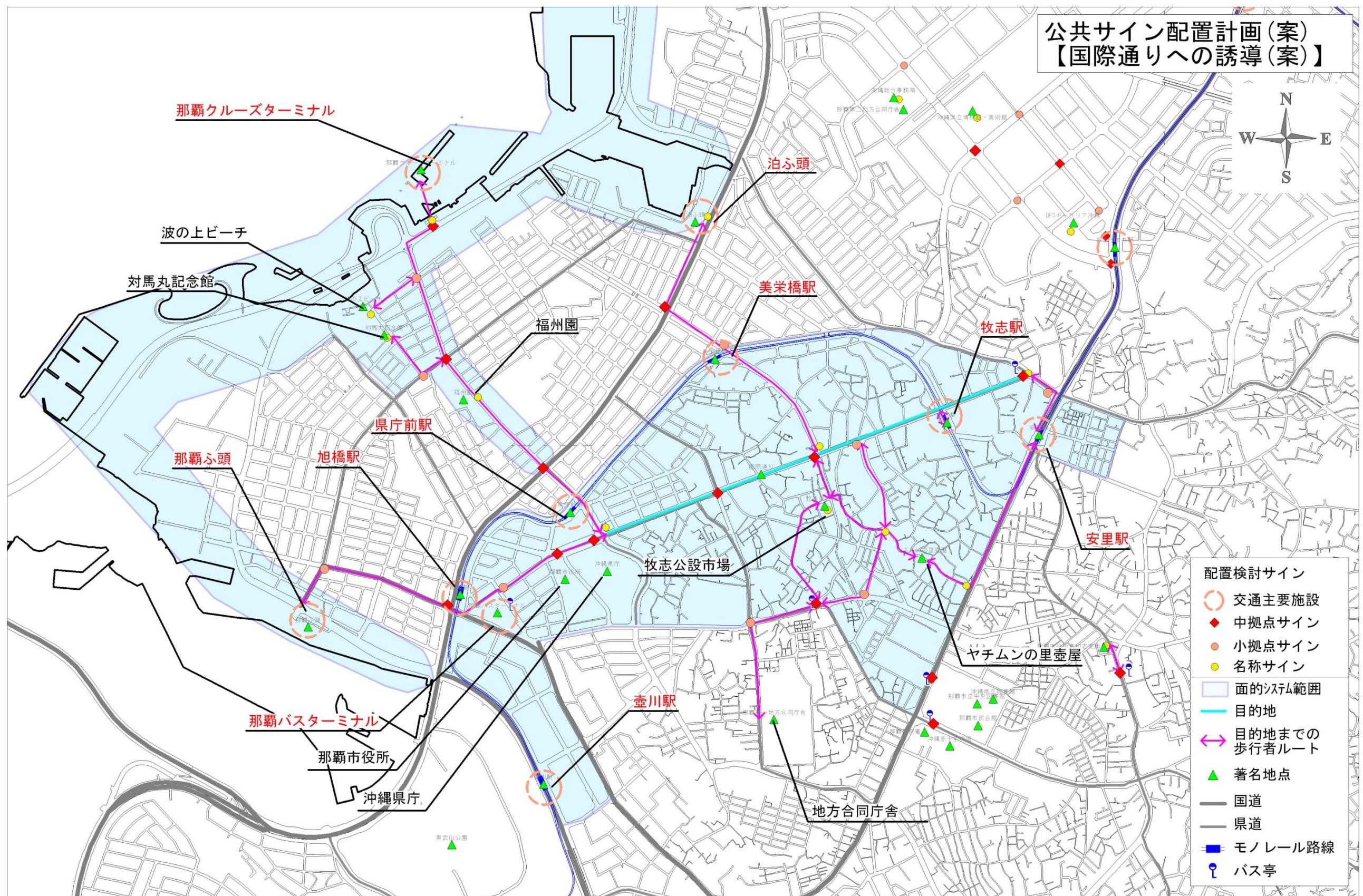
配置場所は、主要となる交差点や分岐点を基本としますが、高齢者や障がいを抱えている方の移動は主に公共交通を利用していることから、モノレール駅やバスターミナルの周辺及び著名地点周辺の利用率が高いバス停に、必要に応じて配置検討するものとします。

著名地点名称	主な移動手段	
	モノレール	バス
首里城公園	○	○
那覇空港	○	○
泊ふ頭	○	○
那覇ふ頭	○	
新港ふ頭		
識名園		○
福州園	○	○
対馬丸記念館	○	○
首里金城町石畳道	○	○
国際通り	○	○
松山御殿	○	○
牧志公設市場	○	
奥武山公園	○	
漫湖公園	○	
沖縄県立博物館・美術館	○	○
DFSギャラリア沖縄	○	○
金城ダム		
沖縄県庁	○	○
那覇市役所	○	○
著名地点名称	主な移動手段	
那覇バスターミナル		○
ヤチムンの里壱屋	○	○
波の上ビーチ	○	○
モノレール各駅	○	
那覇市立病院	○	
沖縄総合事務局	○	○
那覇第二地方合同庁舎	○	○
那覇第一地方合同庁舎	○	○
那覇クルーズターミナル	○	○
那覇市役所首里支所	○	○
那覇市役所小禄支所		○
那覇市役所真和志支所		○
那覇市民会館		○
那覇市民体育館		○
那覇市立中央図書館		○
沖縄県立図書館		○
那覇警察署		○
沖縄赤十字病院		○

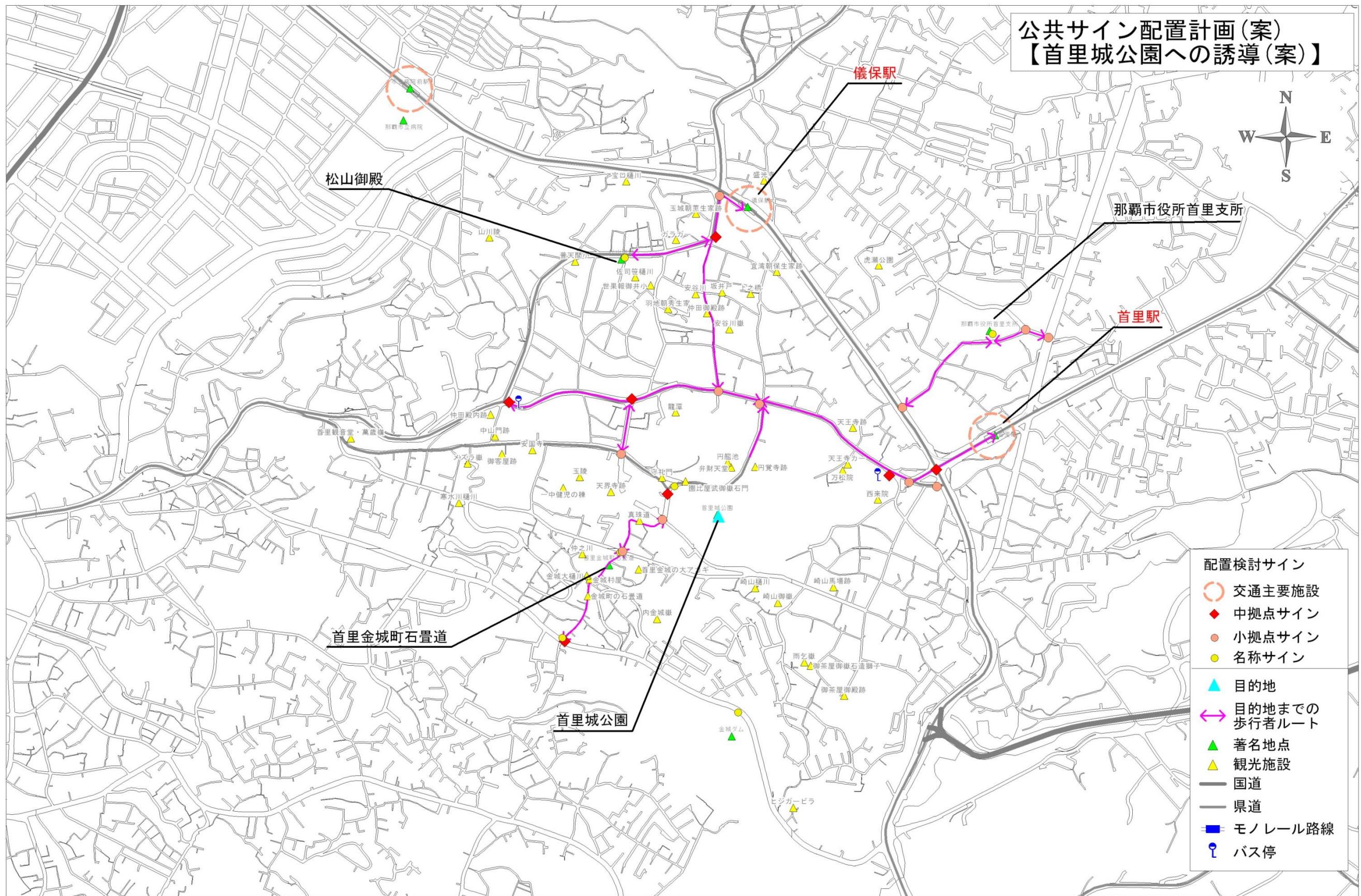
※網掛け箇所は、公共バスを除く車両で主に向かう場所

沖縄総合事務局で策定された「著名地点道路案内標識マニュアル (案) 平成 21 年 3 月」に示されている著名地点及び市内にある主な公共施設を対象としています。

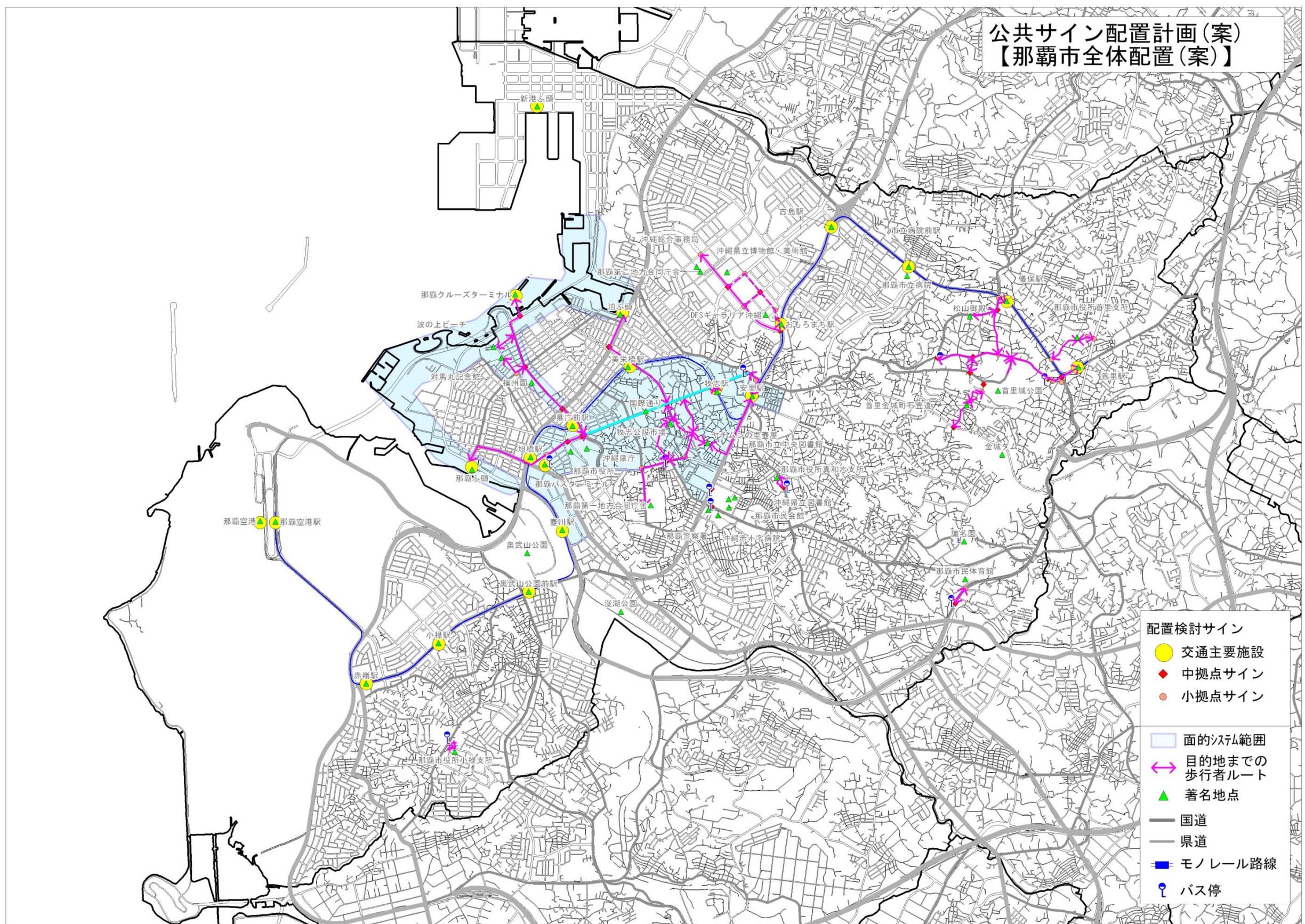
本計画書 P12「公共サインシステム」の考え方を基に、那覇市内の観光拠点である【国際通りへの誘導（案）】を示します。



本計画書 P12「公共サインシステム」の考え方を基に、那覇市内の観光拠点である【首里城公園への誘導（案）】を示します。但し、案内サインや誘導サインの設置については、「首里地区回遊促進案内板等設置検討業務」で示している全体配置計画と連携を図るものとします。



本計画書 P12「公共サインシステム」の考え方を基に、【那覇市全体の配置計画（案）】を示します。但し、下記の図に示されていないバス停への案内サイン・誘導サインの設置については、歩道幅員の状況やバス停の上屋の整備状況などにより、関係機関との連携を図るものとします。



8. 維持管理

公共サインの役割は「目的地への円滑な移動」を基本とし、利用者にとって分かりやすく、安全に安心して移動ができるためのものです。そのため、設置者による管理と定期的なメンテナンスが必要となります。

(1) サインの本体基本構造

- 情報の更新・変更、また外的要因によるサイン本体の破損や損傷などを想定し、サイン本体を構成する部位をユニット化し、修理時のコスト低減を図ります。
- 材質、装飾素材には耐久性、汎用性のある素材の組み合わせ、選定をし、経年変化に対応できるサイン本体の仕様とします。
- 老朽化による劣化や掲載情報が古くならないよう定期的なメンテナンスの実施が望されます。

【劣化や定期的なメンテナンスを行っていない事例】



(2) 点検及び更新

- 設置者は、公共サイン台帳を活用し、新設や廃止、表示内容の変更など台帳への記載内容についても更新することが望されます。
- 設置者は、設置されたサインがその機能を保持し、景観と安全性を維持するために定期的な点検に努めます。
- 設置者は、案内サインに示している地図のベースとなる図面データの更新を定期的に管理し、更新に努めます。
- 対象施設の名称の変更や移転、道路の新設などの際には、すみやかに表示内容の整合を図るため、設置者は、表示内容等の修正等に努めます。
- 設置者は、地域住民や周辺事業者等から維持管理に関する情報を得られるように、公共サイン本体に管理番号や管理主体、連絡先等を記載します。

